

令和4年9月 第3回佐々町議会定例会 会議録 （2日目）

1. 招集年月日 令和4年9月20日（火曜日） 午前10時00分

2. 場 所 佐々町役場 3階 議場

3. 開 議 令和4年9月21日（水曜日） 午前10時00分

4. 出席議員（10名）

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	平田康範君	2	川副剛君	3	横田博茂君
4	永田勝美君	5	長谷川忠君	6	阿部豊君
7	永安文男君	8	橋本義雄君	9	須藤敏規君
10	淡田邦夫君				

5. 欠席議員（なし）

6. 法第121条による説明のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	古庄剛君	副 町 長	中村義治君	教 育 長	黒川雅孝君
総 務 理 事	山本勝憲君	事業理事兼 庁舎建設室長	水本淳一君	総 務 課 長	大平弘明君
税 財 政 課 長	藤永大治君	住民福祉課長	今道晋次君	保険環境課長	宮原良之君
多世代包括支援 センター長	松尾直美君	企画商工課長	落合健治君	建 設 課 長	山村輝明君
農林水産課長兼 農業委員会事務局長	金子剛君	水 道 課 長	安達伸男君	会 計 管 理 者	藤永尊生君
教 育 次 長	井手守道君				

7. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
議 会 事 務 局 長	松本典子君	議 会 事 務 局 書 記	山下慶君

8. 本日の会議に付した案件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

(1) 8番 橋本 義雄 議員

日程第3 発議第3号 決算審査特別委員会の設置について

日程第4 発議第4号 タブレット端末導入調査特別委員会の設置について

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第5 | 議案第58号 | 佐々町議会議員及び佐々町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正の件 |
| 日程第6 | 議案第59号 | 職員の育児休業等に関する条例の一部改正の件 |
| 日程第7 | 議案第60号 | 令和3年度 佐々町一般会計歳入歳出決算認定の件 |
| 日程第8 | 議案第61号 | 令和3年度 佐々町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件 |
| 日程第9 | 議案第62号 | 令和3年度 佐々町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件 |
| 日程第10 | 議案第63号 | 令和3年度 佐々町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件 |
| 日程第11 | 議案第64号 | 令和3年度 佐々町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定の件 |
| 日程第12 | 議案第65号 | 令和3年度 佐々町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件 |
| 日程第13 | 議案第66号 | 令和3年度 佐々町水道事業会計利益の処分及び決算認定の件 |
| 日程第14 | 議案第67号 | 令和3年度 佐々町公共下水道事業会計利益の処分及び決算認定の件 |
| 日程第15 | 議案第68号 | 令和4年度 佐々町一般会計補正予算（第6号） |
| 日程第16 | 議案第69号 | 令和4年度 佐々町国民健康保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第17 | 議案第70号 | 令和4年度 佐々町介護保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第18 | 議案第71号 | 令和4年度 佐々町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第19 | 議案第72号 | 令和4年度 佐々町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号） |

9. 審議の経過

（10時00分 開議）

— 開議 —

議 長（淡田 邦夫 君）

おはようございます。

本日は、令和4年9月第3回佐々町議会定例会本会議の2日目です。

本日の出席議員は全員出席です。

これから本日の会議を開きます。

— 日程第1 会議録署名議員の指名 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則の規定により、4番、永田勝美君、5番、長谷川忠君を指名します。

— 日程第2 一般質問（橋本 義雄 議員） —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第2、一般質問を昨日に引き続き行います。

それでは、質問通告書の順で発言を許可します。

一問一答方式により、8番、橋本義雄議員の発言を許可します。

8番。

8 番（橋本 義雄 君）

議長のお許しが出ましたので、通告書に基づき一般質問に入らせていただきます。

今回は、文化財・伝統文化について、農業政策について、特産品の開発についての3つを質問をいたします。

まず最初に、文化財であります。前佐々町郷土資料館にあった収蔵品は、検討委員会で何回か仕分けをされたと聞いております。その後、どう管理されているのか、また今後、郷土資料館を建設される予定があるのか、それとも、どのような方法で保存されるのかをお聞きいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）
教育長。

教育長（黒川 雅孝 君）

私のほうから現在の状況等について御説明いたします。

前佐々町郷土資料館の収蔵物は、平成26年度に全収蔵物1,018点の全てを電子データ化し、平成28年10月の前佐々町郷土資料館収蔵品保存方法検討委員会において、郷土資料としての保存の適否について選別を行い、寄贈者への返却や廃棄について検討を行うという第1次答申を受けて、平成30年7月から8月に、保存、廃棄品を町のホームページに掲載し、町民の皆様からの問い合わせを受け付けたあとに、625品について保存するということにいたしました。

なお、第1次答申では、収蔵品、収蔵物は適切な保管を行うとともに、資料分類を確実に行うとされており、現在は破損や紛失しやすい品については公民館に保管しておりますが、ほかについては旧技能訓練センターに保管しており、来年度中には公民館に移動したいというふうに考えているところです。

また、答申では、住民が佐々町の歴史を学習する場として、佐々町公民館などの一部など既存の町有施設を活用して郷土資料の保存及び展示を行うとされておりますことから、新たに郷土資料館の建設は行わず、町有施設の一部スペースに展示品を設置することを検討しておるところでございます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）
8番。

8 番（橋本 義雄 君）

そしたら、資料館はつくらないということで、それはそれでいいとして、今まであった今625品と言われましたけども、管理をやっぱりせんばいかんということで、そこに今、旧技能訓練校の中に保存されている収蔵品については、どのような管理をされていたのかということと、そこにどれくらいの収蔵品が置かれているのか、それをちょっとお知らせください。

議 長（淡田 邦夫 君）
教育長。

教育長（黒川 雅孝 君）

先ほどの答弁でも申し上げましたように、非常に貴重品といいますか、破損しやすいもの等については、公民館の一室におよそ百数十点を入れておるといふふうに記憶しております。

旧技能訓練センターにおいては、破損しにくいもの、また大型のもの、昔の農機具といいますか、消防施設といいますか、竜吐水というんですか、ああいったものを収蔵しておるところでございます。

保存方法としては、公民館のほうは嚴重に、壊れやすいものですからパックに入れたりして保存しております。旧技能訓練センターについては、特にそういうパッケージにしたりということはしていませんけれど、定期的に職員が見ているという状況でございます。以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

8 番。

8 番（橋本 義雄 君）

一応保管しているということですが、やはり手入れというのはせんばいかんっちゃなかろうかねって思うんです。そこは旧技能訓練校は閉めたまま、ただ倉庫として置いているだけというような感じでありますので、品物が傷んだら傷んだら分かんじやないかなと、そういう感じがするんですがいかがですか。

議 長（淡田 邦夫 君）

教育長。

教 育 長（黒川 雅孝 君）

確かに議員御指摘のように、あそこは倉庫でございますので、完全な保存ということではないというふうに思っております。なるべく早く公民館等に移動させる必要があるだろうというふうには考えております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

8 番。

8 番（橋本 義雄 君）

庁舎建設でそこをもう解体するというのでございますので、もうそろそろ準備にかからなきゃいけない状況であります。ということで、やっぱり手入れをしないと、せっかく収蔵品があるのに、また手入れの仕方によっては、また修理をしなきゃいけない状況になりますので、ぜひそういうふうにしてください。

ただ、公民館の中に換気ができる部屋があるんでしょ。あるなら、なるべく早く移動をして、そしてちゃんとした管理の下で収蔵品は保管しておくということでお願いをします。

それから、預かり品が幾らかあると聞いております。その預かり品については、どのような管理をされて、どうされているのか。そのままこっちに寄附してもらうのか、返すのか、そういうところをちょっとお聞かせください。

議 長（淡田 邦夫 君）

教育長。

教 育 長（黒川 雅孝 君）

電子データ化したときに、預かり品等については、一応預かり品という分類をいたして、ホームページで掲載したときにどうしますかという確認は行ったところでございます。

その後も、返品といいますか返してほしいというような申出があった分については、お返しをするという形で、そういったものについては電子データとして保存をするという形を取って

いこうというふうに思っております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

8 番。

8 番（橋本 義雄 君）

その預かり品つちゅうとは幾らぐらいあるものですか。

議 長（淡田 邦夫 君）

教育長。

教育長（黒川 雅孝 君）

すみません、ちょっと手持ちにデータがございません。後ほどよろしゅうございましょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）

8 番。

8 番（橋本 義雄 君）

それでは、あとから教えてください。

そういうことで、大事なものでありますので、長い歴史が刻まれたものであります。文化財の保存というのは、やっぱりきちんとした保存をして、そして皆さん方がまたそういった関係の方が見せてくれと言われたらすぐ見せられる状況にしてもらえばと思いますので、その点よろしくお願いいたします。

次に移ります。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、町内の伝統行事の催しが中止となっておりますが、総合計画の実施計画にあるように、守り育てるということです。今後どのように支援を行うか、町の考えをお聞かせください。伝統行事ということで、今回は、おくんちの事業ということでお願いをいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

しばらく休憩します。

（10時11分 休憩）

（10時11分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

教育長。

教育長（黒川 雅孝 君）

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、町内の伝統行事が中止となる事態がここ3年間続いておるわけでございます。伝統行事を主催される関係者の方々にとっては、新型コロナウイルス感染症の収束が見えない中で御心痛のことと拝察しているところでございます。

そのような中、本年度は公民館フェスティバルや町民文化祭などの文化的行事は十分に感染

症対策を行ってからの開催が徐々に行われるということでございます。

教育委員会としては、地域で行われる伝統行事を直接的に支援するという事は難しいものの、市の瀬血山窯跡や狸山支石墓群の保全管理を適切に行うとともに、特別講座の佐々歴史再発見を開催するなど、町民の皆様が佐々の歴史や伝統に接する機会を設けて、佐々町に対する愛着や風土愛を育む取組を続けていきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）
8 番。

8 番（橋本 義雄 君）

佐々町の伝統行事として、おくんちが10月の8日小浦、9日が里、11日が市瀬というふうに行事が行われて、そして、おくだり、おのぼりのそれから御旅所での踊りと賑わっていたわけですが、先ほど言われましたように3年前からコロナで中止ということで、また今年も中止と決まっていると、催し物が。

そういった中で、4年間も続けて中止になると、佐々町の地域婦人会、また敬神婦人会の踊り子さんも高齢者の方が多いわけです。そうした中で、これを復活させるのはなかなか厳しいというふうに思うんですけども、町長、どういうふうな形でこれを存続し続けていったらよかいですか。ちょっとお願いします。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

今お話がありましたように、佐々町の伝統行事ということで、大変大切な行事でございます、おくんち、今年は一応祭事だけはするというお話をお聞きしております。しかしながら、行列とか踊りとかがないということで、やはり今コロナ感染症でございますし、やはり行列に参加される方、それから踊りをされる方もやはり高齢者の方もたくさんいらっしゃいますので、やはり自分たちの健康が一番の大切でございますので、やはりコロナの感染症が収まらないと、ちょっとなかなか厳しいところもあるんじゃないかと。

しかしながら、やはりこれをいろんな対策を講じて、手を洗ったり3密を避けたりしながらやるということで、国のほうも平常に戻したいということで話っておりますので、町としましても、感染対策を十分やりながら、この伝統行事をやったらどうかとは考えているんですけど、今回だけはなかなか、まだやはり難しいんじゃないかと。やはり町の伝統行事としてこれを絶やさないように、我々も一生懸命になってやっていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
8 番。

8 番（橋本 義雄 君）

コロナ感染症の中で、なかなか行事ができないということでございますけども、やはり前から例えば小春の河川公園には小学校の低学年が来て踊りを見学したり、また神田の御旅所には保育所の子どもさんがいっぱい来て、そして踊りを見学すると、そういったこと、感染前にはやっておられました。それについてですけども、やはりそういった子どもさんが地域の行事に

参加しながら、地域の人と触れ合うということは非常に大事なことじゃないかと思うんです。

ですから、昔は町長も知つとらすとおり、はなたこが来て小学校まで追いかけてきて逃げた記憶があるでしょ。そういったことがやっぱり小さい頃の思い出ちゅうのが残るわけです。それが郷土愛につながっていけばと思いますので、ぜひそういった小学校、それから保育所あたりは見学、またはそこに一つでもいいですから、演奏とか何とかをしてもらうような形をすれば、その親御さんもそこに参加ができると、そうした中で若返りの婦人会が後々出てくれば、それは幸いだということですよ。

今の高齢者の方がうんぬんじゃなくて、高齢者の方も頑張っって踊りうんぬんやっておられますので、そういった繋がりというのを少し考えたらどうでしょうか。教育長、どんなですか。

議 長（淡田 邦夫 君）

教育長。

教 育 長（黒川 雅孝 君）

確かに議員御指摘のように、ここ3年間はそういったことができずにおるわけですけど、地域の祭りがなされたときには、口石小学校はあそこの歩道のところで御神幸を見学といいますか、はなたこさんと触れ合うといいますか、そういうことを行っておりましたし、佐々小学校のほうは、御指摘のように小春の河川公園のところで一緒に佐々音頭を踊る、その佐々音頭は地域の婦人会の方から習ったものでございますので、子どもたちも喜んで踊っておりました。

議員がおっしゃるとおりそういった触れ合いというのは、ふるさとに対する原風景として子どもたちの心に残る大切なものだというふうに思っております。また、そういう地域行事が再開されたときには、校長とも相談して、できる限りの参加を考えていきたいなと思っております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

8番。

8 番（橋本 義雄 君）

分かりました。そういうことで、コロナが収束しなければできないということでございますけども、少しずつ少しずつ行事ができるようになればねと思っておりますので、そういう際にはぜひそういった参加をさせていただいて、そして子どもさんから高齢者まで一緒に祭りを楽しむというふうに考えていただければと思います。

ということで、これについては質問、次に移ります。

次に、農業政策についてであります。

佐々町人・農地プランが作成されました。各地域の現状を見てみますと、8割から9割が高齢者で、その方で地域の農業を守っておられます。それぞれの地域の課題について、どのように取り組んでいかれるのかお聞かせください。

また、その中でも後継者に農業を継いでもらえるような環境整備、生きがいや楽しく農業ができる環境を整える、高齢者や女性取り組みやすい品目を導入すると、そういうような項目も入っておりますので、これについてはどう考えておられるのかをお尋ねをいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

人・農地プランにつきましては、今現在、町内では8地区が実質化されました農地プランというのが、令和4年の3月に策定されて、現在、ホームページ等で掲載をしているところでございます。

これまでも農業従事者のやはり高齢化、それから後継者不足というのはなかなか厳しいところがありまして、全国的にも大きな問題になっていると、今、議員が言われたとおりでございます。日本の人口も減少する一方でございますが、世界的に見れば、人口の増加の傾向もあるということで、やはり将来的には日本の食料不足になるということを言われておりますし、マスコミ報道にもありますように、日本でもやはり輸入に頼らないような食料政策というのは必要であるんじゃないかと考えているところでございます。

町としましても、やはり各地区の人・農地プランに定められた取組方針を踏まえながら、経営規模の大小とか地域条件にもかかわらず、やはり生産性の向上を図りながら、安定的で持続的のある農業構造を実現していくということが大変重要であるんじゃないかと思っております。その中でやはり収益性の高い作物への転作を推進しながら、二期作を含めた農業所得の向上に向けた収益力の強化に努めていかなければならないと、大変これは難しいことなんですけど、それを目指して町としてもやっていかなければならないんじゃないかと思っております。

また、農業の現場でも人手に頼る農業とか熟練者じゃなければできない作業も多いわけでございます。しかしながら、人手の確保とか省力化による労力の負担軽減というのが、大変重要な課題となってくるわけございまして、やはり認定農業者数の確保とか、それから集落営農の推進とか、スマート農業の技術の改良、普及をしながら、それを軸にしながら、やはり農業の振興を行っていかなければならないと考えておまして、これも大変中山間地域では難しいことございまして、やはり農業従事者の生きがいとか意欲を引き出さなければなりません。

やはり取り組みやすい品目を導入していきたいと、それから、どんな品目を作れば収益が上がるのか、やはり農業従事者の考えを聞きながら、町としましてやはり農業の育成とか、やはり新たな展望というのは切り開いていかなければならないと思っております。

しかしながら、これいづれも大変厳しい環境の中にあるわけでございます。やはり国、県とも協議をしながら支援、また補助を受けながら町としても一生懸命になって取り組まなければならないんじゃないかと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

8番。

8 番（橋本 義雄 君）

新規農業者の受入れ、後継者づくりといろいろなことがあります。スマート農業とか今言われました。その中で、やはり一番考えんばいかんのは、今、農業を守っている高齢者の方のことをまず考えて、そしてその高齢者の方は知恵もあり経験もあります。それを生かした若者の農業政策ちゅうのを考えていったほうがいいんじゃないかと思うんです。

今、農業者はもうほとんど32ぐらいが認定農業者か何かで、あとは兼業農家です。兼業農家が今農業を守っているわけです。農業、また景観を守っております。その人たちは、一生懸命生活のために働いて、そして土曜、日曜に農業の仕事をしておられるんです。そういうことからいいますと、そしたら残された高齢者が農業を、例えば水田なら毎日水を見たり、草を刈ったりいろんなことをされているわけです。そしたら、その人たちが楽になるような農業政策ちゅうのをしていかないとくたびれます。一日でも長く農業をできるような、高齢者ができるような施策を取っていったらどうでしょうか。

例えば、畦畔、毎日水を見に行って、毎日行きます。それと、除草もしなきゃいけない。そ

して側溝も水を見るために見回らなきゃいけない。それをみんな今の高齢者の方、今農業を守っている方がやっておられます。そういうことで、そういったあぜ、畦畔の整備、そして側溝の整備、そして、そうした高いところの傾斜地には防草シートを張るとか、そうした毎日の農業が楽にできるような政策が必要になってくるんじゃないかと思います。国もそれを考えていると思うんですけども、そういった助成の資金のある制度というのは見つかりませんか、町長。

議 長（淡田 邦夫 君）
農林水産課長。

農林水産課長（金子 剛 君）

今、議員御質問の補助等の件でございますけども、ちょっと今即答はできませんが、ちょっと県等々にも確認をいたしまして、あともって報告をさせていただきたいと思います。
以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）
8 番。

8 番（橋本 義雄 君）
分かりました。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

今、橋本議員がおっしゃったように、やはり農業を取り巻く環境というのは大変厳しいわけでございます。これは我々も大変認識しておりまして、やはり後継者がいないと、それから高齢化をしていると、それからやはり農業従事者の方々の生きがいとか意欲を引き出さなければなかなかこれは難しいわけでございます。

そうするにはどうするのかといえば、やはりいろんな農具の省力化とか、いろんなことをやらなきゃなりません。それにはお金がかかると、農業振興に。なかなか町としても補助を出すというのも厳しいわけございまして、全体的にやはり国のほうも力を入れてもらって、やはり農業の推進、各地区、人・農地プランをつくっているわけでございますので、そういう皆さんがやはり自分たちでできるような仕組みというのを、国、県とやはり一緒になって考えてやらなければならないんじゃないかと思っておりますので、なかなか厳しいわけでございますけど、町としてはできるだけやりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
8 番。

8 番（橋本 義雄 君）
そういう点で考えてもらえばと思います。

それから、やはり今すぐとは言いませんけども、今、名前が変わりました。農林水産課ということ。ということは、農業に力を入れるんだなという受け取り方をしております。そういうことで、例えば、人・農地プランのつくり方は全部コロナの関係かもしれないですが、アンケートで取られていますね。そういうことで、アンケートだけじゃ駄目なんです。やっぱり現

地に行って、そしてその人たちと語り合う、そして、道を開いていく、そういうやり方をしないとなかなか解決しません。

例えば、水田農家については、4月、5月、6月、これが井手さらいとか草払い、そして掃除、それがあつたわけです。そして、佐々町にはその井堰がずっと5つばかりあります。そして、段階的にそういうのを建てながら水の補給をしているわけですから、そういったその人たちがどういう状況で仕事をしているのか、一生懸命、行ってみるとほとんど70過ぎた高齢者の方が多いです。そういった中でどんな仕事をしているのかも把握していないと、そういったいい案、いい仕事はできません。

ですから、できたらそういった例えばさざん花の井手、それから市瀬の井手、それと藤田の井手、いろいろ日にちが幸いにずれています。ですから、そこるところを肌で感じて、皆さんと語る、仕事をしてとは言いません。語って、終わりには私たちにはこういう悩みがあるんだよ、こういう仕事が一番辛いんだよとかそういった皆さんの声をぜひ聞いてもらいたい。それから、方法を考えればいいんじゃないかなと思うんです。

私たちは後継者に譲るために、もう俺たちの時代でできることはやりたいということで、原材料をもらったり作業を進めています。そしてたまたま今、農地水と昔言いました多面的機能の制度がありますので、そしてそういった水路の掃除とか草払いには、農家でない方も加勢に来ておられるんです。農家だけじゃないです。全部その制度で一生懸命頑張っておられます。町内会の農家でない方がその井手掃除に、草払いに協力してもらっている。そういう状況もちゃんと農林水産課で把握をしてもらいたいなって。それも多面的機能の中にそういった帳面と数字と合わせればよかっていうんじゃないなくて、そういったこともちょっと一回やってもらったらと思います。ずっと順々に井手があります。そこんところが一番農家の水田にとっては作業が一番辛い仕事でございますので、そういうのを踏まえながら、どうしていったらいいかちゅうのを地元と一緒に話して、そしてやってもらえればと思います。

そういうことで、この質問はこれで質問は終わります。

次に、特産品の開発についてということで、佐々川を中心とした観光や交流イベントの情報発信・交流拠点整備事業として、佐々駅を改修し、各種イベント等の活用可能な多面的スペースを整え、観光物産・交流センターの整備をしておられます。その中で特産品の開発を進めておられます。

そこで、その一つとして、佐々川の恵みであるシロウオの塩辛、シロウオの冷凍食品を季節の限定として、佐々町の特産品に加えたらどうかと思うんですけども、どうでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

今御質問がありました特産品の開発でございますけど、現在、観光協会を中心に特産品の開発を進めているところでございます。近年では、地方創生の交付金を活用しながら、町のお菓子店の協力で出来上がりました「伝育坊もなか」というのを、今町内の発売していますし、それから、町内のお茶農家のそれぞれの製品、3つ大きいお茶農家があるわけでございますけど、それをまとめました「三茶三葉」というのを開発しながら、現在販売をしているところでございます。

先ほど、シロウオの活用について特産品の開発ということでどうかというお話がありました。これは以前、長崎大学の水産学部だったと思いますけど、開発に着手した経緯は試験的にあります。これで多分、ある寿司屋さんを持ち込んで一応試作品を一緒になって作っていただいたんですけど、これがちょっとなかなかうまくいかなかったと。それとあと量が確実に入るとい

うのがなかなか厳しかったということで、多分、販売までには至らなかった、商品化っていいですか、商品化には至らなかったのではないかと考えております。

現在はだいぶ進んでいますので、開発に取り組める業者さんがいるのかどうかちょっと分からないんですけど、シロウオというのは大変佐々町の特産でございますので、やはり提供できるだけのシロウオの量が確保できるか、いろいろ障害があると思いますけど検討の課題にはなるんじゃないかと考えていますし、御存じのとおりシロウオというのが町の佐々川ではシンボルといいますか、佐々川の恵みでありますので、やはり大切な資源でありますので、いろんな課題をクリアさせるかどうかはもう少し検討させていただければと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

8 番。

8 番（橋本 義雄 君）

やはり佐々町は佐々川の恵みが特産品ということであれば、一番PRになるわけです。それも今、塩辛と言いましたけども、生で踊り食いできるシロウオ、それからモクズガニ、そういったものもシーズンになると店頭に並びます。そういった佐々川の恵みといいますか、特産が佐々のPRになるから、もうぜひ塩辛も研究して作ってもらえればと思います。

それぞれ家庭でいろいろ作っておられる方の中には、塩辛を自分で作って食べておられます。もう昔から。そして、業者さんもそのことは分かれて自分で作ってみたりしておられますので、ぜひそれを生かしたらと思うんですけど、どうでしょうか。

それと、皆さん、シロウオと言いますが、いろんな呼び方があるって、シロウオが本場でシラウオは海の魚。それからシラスも海の魚です。そういった形の中で、シロウオという佐々のあれは塩辛、探してもないんです。ところが、皆さんが勝手に作って食べておいしいねって言われることが、たまたまあるわけですから、商品化にぜひ努力をされたらいいなと思うんです。今その計画の中で特産品の商品開発の中で、令和7年までに9件つくと目標を掲げておられます。今幾ら作っておられますか。

議 長（淡田 邦夫 君）

企画商工課長。

企画商工課長（落合 健治 君）

御質問の特産品の数ですが、現在2品目となっております。

現在2つの特産品を開発した状態でございます。

先ほど町長から答弁がありました伝育坊もなかと三茶三葉の2品目となっております。

議 長（淡田 邦夫 君）

8 番。

8 番（橋本 義雄 君）

まだ2品目です。まだまだこれから9品目を作るにはかなりのあれがあると思います。そうということで、佐々川の特産品を特産化するってことは佐々町の宣伝にもなるし、ほかにもないということもありますので、ぜひ研究して特産品を作ってもらいたいと思います。

特産品については、まだ別にもう一つあると私はあるということで、今回はシロウオということで、次回は違う方向に質問をしたいと思います。

これで終わります。

議 長（淡田 邦夫 君）
教育長。

教 育 長（黒川 雅孝 君）

すみません、先ほどの佐々町歴史収蔵物の中で借受け品が幾つあるかということでございますけど、確実に借受けということでやっておるのが13品目ございます。持ち主が分かっているものについては五十数品目現在保管しておりますけれど、これは全て整理をするときに連絡を取って、寄贈若しくは借受けということで整理をしているところでございます。

以上です。すみませんでした。

議 長（淡田 邦夫 君）
8 番。

8 番（橋本 義雄 君）

ありがとうございます。それから、先ほど言いましたように、ぜひ早く保管の場所を決めて、大体公民館ということですので、公民館に早く貯蔵をお願いします。

終わります。

議 長（淡田 邦夫 君）

以上で、8 番、橋本義雄議員の一般質問を終わります。

この後、発議に入りますので、三役、理事以外は課長さんは退席をお願いいたします。しばらく休憩します。

（10時43分 休憩）

（10時50分 再開）

— 日程第3 発議第3号 決算審査特別委員会の設置について —

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3、発議第3号 決算審査特別委員会の設置についてを議題とします。

事務局長に朗読させます。

議会事務局長。

議会事務局長（松本 典子 君）

（発議第3号 朗読）

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。
これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。

これから採決を行います。

お諮りします。発議第3号 決算審査特別委員会の設置については、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。よって、決算審査特別委員会を設置し、委員は9名です。
しばらく休憩します。

（10時52分 休憩）

（10時54分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただ今設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、佐々町議会委員会条例第7条第4項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり指名することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、決算審査特別委員会の委員は、お手元にお配りいたしました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

以上で、日程第3、発議第3号 決算審査特別委員会の設置についてを終わります。

— 日程第4 発議第4号 タブレット端末導入調査特別委員会の設置について —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第4、発議第4号 タブレット端末導入調査特別委員会の設置についてを議題とします。
事務局長に朗読させます。

議会事務局長。

議会事務局長（松本 典子 君）

（発議第4号 朗読）

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑を終わります。
これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

これで討論を終わります。
これから採決を行います。
お諮りします。発議第4号 タブレット端末導入調査特別委員会の設置については、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。よって、タブレット端末導入調査特別委員会を設置します。委員は5名です。しばらく休憩します。

（10時56分 休憩）

（10時57分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただ今設置されましたタブレット端末導入調査特別委員会の委員の選任については、佐々町議会委員会条例第7条第4項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり指名し、閉会中の継続調査とし、調査期間を令和5年3月31日までとすることに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、タブレット端末導入調査特別委員会の委員は、お手元にお配りいたしました名簿のとおり選任し、閉会中の継続調査とし、調査期間を令和5年3月31日までとすることに決定いたしました。

以上で、日程第4、発議第4号 タブレット端末導入調査特別委員会の設置についてを終わります。

暫時休憩とし、特別委員会を招集いたします。

正副委員長の互選を行いたいと思います。傍聴者の皆様方は、多少時間がかかりますけれども、協議の時間を設けさせていただきたいということで、御理解のほどお願い申し上げます。しばらく休憩します。

（10時59分 休憩）

（11時46分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に、先ほど設置が決定いたしました決算審査特別委員会、タブレット端末導入調査特

別委員会を開催し、お手元に配付しておりますように、それぞれの特別委員会の委員長、副委員長が互選され、決定しております。御報告といたします。

しばらく休憩します。

（11時47分 休憩）

（13時00分 再開）

— 日程第5 議案第58号 佐々町議会議員及び佐々町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正の件 —

議長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから、議案の上程を行います。

質疑、討論、採決の順で進めていきます。

日程第5、議案第58号 佐々町議会議員及び佐々町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正の件を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町長（古庄 剛 君）

（議案第58号 朗読）

中身につきましては、総務課長をもって説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（淡田 邦夫 君）

総務課長。

総務課長（大平 弘明 君）

それでは、お手持ちの資料のほうですけども、令和4年9月定例会、議案第58号、総務課資料のほうをお願いいたします。

佐々町議会議員及び佐々町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について。

最近における物価の変動、選挙等の執行状況等を考慮し、選挙等の円滑な執行を図るため、国会議員の選挙等の執行について国が負担する経費で地方公共団体に交付するものの基準を定めることを目的として令和4年4月6日に国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和25年法律第179号）及び公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）の一部が改正されました。

法の一部改正に伴い、佐々町議会議員及び佐々町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（以下「条例」という。）は国の基準を引用していましたので、条例の一部を改正するものでございます。

改正対象及び内容につきまして、御説明をいたします。

まず、選挙運動用自動車の使用。この中で、一般運送契約以外の契約ということで自動車借入（レンタカー契約）につきまして、現行単価が日額上限1万5,800円を改正単価、日額上限1万6,100円に。燃料供給、現行の日額上限7,560円を改正単価、日額上限7,700円に変更するもの

です。

それから続きまして、選挙運動用ビラの作成。こちらにつきましては、現行単価1枚7円51銭を改正単価1枚7円73銭に改正しております。

選挙運動用ポスターの作成についてでございますが、現行単価1枚当たり525円6銭について改正後単価が541円31銭。それから、掲示場に関しての現行単価が31万500円を31万6,250円に変更するものでございます。佐々町のポスター掲示場数は51か所となっております。

続きまして、議案書のほうをお願いいたします。

佐々町議会議員及び佐々町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例。

佐々町議会議員及び佐々町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（令和2年佐々町条例第26号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

第4条になります。選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続。第4条第1項第2号アになります。改正部分は、2ページのほうをお願いいたします。こちらのほうで、先ほど御説明しましたとおり、現行が1万5,800円を1万6,100円に改めるものでございます。

続きまして、次のイに関する部分でございます。こちらの部分は、燃料供給の日額になります。現行が7,560円を7,700円に改めるものでございます。

続きまして、第8条、選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続についてでございます。第8条において、改正前1枚当たり7円51銭が、改正後7円73銭に改めております。

続きまして、3ページでございます。

第11条、選挙運動用ポスターの作成の1枚当たりの単価が、改正前525円6銭が改正後541円31銭となります。また、ポスター掲示場の数を乗じて得た額につきましては、31万500円が改正後の31万6,250円となります。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。

これから採決を行います。議案第58号 佐々町議会議員及び佐々町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正の件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

— 日程第6 議案第59号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正の件 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第6、議案第59号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正の件を議題とします。
執行の説明を求めます。
町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第59号 朗読）

中身につきましては、総務課長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

総務課長。

総務課長（大平 弘明 君）

それでは、令和4年9月定例会、議案第59号、総務課資料のほうをお願いいたします。
職員の育児休業等に関する条例の一部改正について。

仕事と育児の両立の難しさ等の理由により出産・育児の際に離職する女性が多く、男性の育児休業取得率が低い状況を鑑み、出産・育児等による離職を防ぎ、男女ともに仕事と育児の両立ができるよう、育児休業を取得しやすい雇用環境整備の措置を講ずるために「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）」が一部改正されました。法の一部改正に伴い、国家公務員の措置との均衡を図るため、国から示された条例案を基に職員の育児休業等に関する条例の一部を整備するものでございます。

育児休業法の改正の内容でございます。下に書いておりますとおり、現行が出生から57日以内の育児休業1回限り、それから、57日を超えて3歳までの育児休業取得が1回までとなっております。改正後につきましては、出生から57日以内の育児休業を2回、それから57日を超えて3歳までの育児休業を2回取れるように改正がなされております。それに伴いまして、本町の条例のほうも改正を行うものでございます。

図に書いてありますように、今までは1回しか取れなかったものが2回、それから育児休業のほうも2回というふうな、このような取得の方法でできるように改正をする条例になります。次のページをお願いいたします。2ページでございます。

佐々町条例の改正の内容ということで、こちらのほうに各条項に沿ってどのような改正を行ったかということに記載させていただいております。こちらにつきましては、新旧対照表の議案のほうで説明をさせていただきたいと思っております。

(2)につきましてはでございますが、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備ということで、妊娠・出産等を申し出た職員に対する個別の周知・意向の確認、それから相談体制の整備など、勤務環境の整備を行います。職員の育児休業等に関する条例の未整備箇所についても、今回、妊娠又は出産等について申出があった場合における措置等について整備を行っております。勤務環境の整備に関する措置、こちらについても、今回整備をあわせて行っております。

周知の方法といたしましては、一番最後の4ページになります。

令和4年10月からの育児休業ということで、こちらのほうに職員、それから非常勤職員、こ

ちらのほうにつきまして、ちょうど中段に書いておりますけれども、パパ育休①、パパ育休②、それから、育休①、育休②という形で、今回の改正で取得可能な回数が2回に分けて取れるというふうな状況になっております。右側の方に、そのほかの手續としまして、育児休業手当金の支給、そういったことについての解説を載せております。

それでは議案書のほうをお願いいたします。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。

職員の育児休業等に関する条例（平成4年佐々町条例第8号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分の対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

第2条の育児休業をすることができない職員についてでございます。こちらのほうは、第2条第1項第3号において、非常勤職員の中で子どもが1歳6か月時点で勤務する予定がない者、週当たりの勤務が2日以下の者などの、育児休業ができない職員を明記をいたしております。

次のページをお願いいたします。

育児休業法第2条第1項の条例で定める日。第2条第3項になります。こちらのほう、1歳から1歳6か月の範囲で育児休業を取得できる期限を明記しております。

育児休業が取れる期間につきましては、夫婦共に育児休業を取得する場合は、子ども1歳2か月まで取得可能となります。子どもが保育園に入園できない者、それから、育児休業をしたことがない者などは、子どもが1歳6か月になるまで取得可能となります。以上以外の職員は、子どもが1歳になるまで取得可能です。

続きまして、ページが飛びまして、4ページになります。

育児休業法第2条第1項の条例で定める場合。第2条の4において、1歳6か月から2歳に達するまで育児休業を取得できる旨、記載をこちらのほうでさせていただいております。子ども、また、子どもが保育園に入園できない者、それから育児休業をしたことがない者などについて、子どもが1歳6か月から2歳に達するまでの育児休業を取得できる要件を明記をしております。

5ページのほうになります。

育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情。第3条第1項第5号から第7号になります。育児休業の期間を延長する必要があると判断される特別の事情として、任期満了後引き続き任用する非常勤職員が、更新後も育児休業を取得する機会を設け、例外的に再取得をする際、期限の制限を撤廃をしております。

次のページをお願いいたします。6ページになります。

育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間。第3条の2になります。こちらにつきましては、産後パパ育児休業を取れる期間ということで、2ページの第2条の3で定めた条文、こちらのほうを第3条の2に移動をし、挿入をしております。

続きまして、ページが飛びまして、8ページになります。

8ページの、部分休業をすることができない職員。第17条になります。部分休業をすることができない職員の、勤続年数による取得制限を撤廃をしております。こちらのほうは、改正前のところのアのところ、それからイの部分です。第17条第1項第2号、アとイのところになります。

続きまして、9ページになります。

妊娠又は出産等について申出があった場合における措置等。第21条、こちらにつきましては、

本人又は配偶者が妊娠、出産をする際に、育児休業制度について知らせ、育児休業取得意向を確認しなければならないということで、整備を行っております。

勤務環境の整備に関する措置。第22条、こちらにつきましては、育児休業に関する相談体制の整備について、条例のほうで整備を行っております。

10ページをお願いします。

附則。施行期日。第1条、この条例は、令和4年10月1日から施行する。

経過措置。第2条、この条例の施行日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第3条（第5号に係る部分に限る。）及び第10条（第6号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。

以上でございます。よろしくをお願いします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

4番。

4 番（永田 勝美 君）

改めて、今回の育児休業等に関する条例については、要するにパパ育休というか、男性の育休の促進と、取得促進ということが一つの目的だというふうに言われていますけれども、2、3お伺いしたいのですが、佐々町の場合、男性育休の取得実績というのは事前にもお伺いしましたけれども、どういう状況か、そしていうこと一つですね。それから、今後その育休について目標を定めて拡大していくというようなことは考えておられるのか。

それから、2点目はですね、子どもさんがいわゆる多胎児の場合どうなのかと。何らかの対応があるのかということと、それから、条文の中の一番最後のところに育児休業に関する相談体制の整備というのがありますけれども、これについて具体的な相談体制、どのようなことを考えられているのかという点で伺いたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

総務課長。

総務課長（大平 弘明 君）

まず、1問目の実績についてでございます。実績については、育児休業に関しましては、過去4年、令和元年から令和4年までで、1名の方の取得という、男性1名の取得になっております。17%。取得日数につきましては、22日ということで0.4%程度にとどまっております。

女性のほうの取得率につきましては、同期間中100%となっております。ただ、取得日数につきましては、34%程度ということで、最長まで取得された方については少ないというのが現状でございます。

それから、今後の目標についての設定ということでございますが、まだまだ環境の整備、取得できるような環境を整えるということで、所管委員会の方でも、取得しやすい環境をどうやって整備するのかというような課題もいただいております。まずは、そういった取得できる環境の整備を整えながら、目標のほうを次の段階で設定をしていくような形ができればというふうに考えております。

多胎児のほうでございますが、ちょっと手元の方に資料がございません。確か多胎児の場合は、若干ながら期間が長かったのではないかと考えております。ちょっと手元に資料ございませんので、申し訳ございません。

それから、相談体制の整備についてでございますが、やはり総務課のほうで男女共同参画、

こういった窓口を持っておりますので、総務課のほうで相談窓口の整備のほう、周知のほうを行っていかねばいけないのではないかとこのように考えております。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

永田議員、資料がないと、あとで報告でいいですか。今がいいでしょうか。（永田議員「今がいいです。」）

しばらく休憩します。

（13時24分 休憩）

（13時28分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど、永田議員の質問に対して。

総務課長。

総務課長（大平 弘明 君）

お時間取らせまして申し訳ございません。

先ほどの永田議員の御質問でございますが、私が記憶しておりました部分につきましては、産前の部分について14週、うちの場合でいけば、8週を産前で休暇として設定をしておりますが、基本的には6週ということになっております。そこに対して14週、産前の場合は取得が可能ということになっております。

育児休業につきましては、原則1人につき、子どもさん1人につきということになりますので、多胎児であっても、そこについての期間が変わることはない、ちょっと確認が取れていないんですけれども、逆に、多胎児のほうに対して、期間を延ばすというものを見つけることができませんでしたので、御提案している内容になろうかと考えております。よろしく申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

4番。

4 番（永田 勝美 君）

いずれにしても、特に最近、妊活をされる方が増えてきているということで、多胎児の発症率も増えているというふうに言われているんです。

それで、多胎児の場合には本当に、私も知り合いにそういう方がおられて、大変だと、要するに、親族あげて応援しないとどうにもならないというような状況であります。多胎児のときこそ非常に重要ではないかなと思うんです。

ですから、ぜひそういったところについての拡充についても、検討をいただきたい、ということが1点です。

それからもう一つは、本来の、冒頭説明の中で、いわゆる職員の離職を防止するということですが、一つの要件として言われているのですけれども、そうであればなおのこと、やはり相談体制等についても、きちんとした体制がとられる必要があると、条例定めることについて異論はないのですけれども、先ほど言われた、総務課を中心にした体制をとりますということについては、かなりデリケートな問題でもありますので、特別の研修を受けるとか、そうした相談体

制の設置というのが望まれるのではないかとということを申し上げておきたいと思います。
以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

答弁はようございますですね。
ほかに。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑をこれで終わります。
これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。
これから採決を行います。議案第59号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正の件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。
しばらく休憩します。

（13時31分 休憩）

（13時32分 再開）

- 日程第7 議案第60号 令和3年度佐々町一般会計歳入歳出決算認定の件 —
- 日程第8 議案第61号 令和3年度佐々町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件 —
- 日程第9 議案第62号 令和3年度佐々町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件 —
- 日程第10 議案第63号 令和3年度佐々町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件 —
- 日程第11 議案第64号 令和3年度佐々町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定の件 —
- 日程第12 議案第65号 令和3年度佐々町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件 —
- 日程第13 議案第66号 令和3年度佐々町水道事業会計利益の処分及び決算認定の件 —
- 日程第14 議案第67号 令和3年度佐々町公共下水道事業会計利益の処分及び決算認定の件 —

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7、議案第60号 令和3年度佐々町一般会計歳入歳出決算認定の件、日程第8、議案第61号 令和3年度佐々町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第9、議案第62号 令和3年度佐々町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第10、議案第63号 令和3年度佐々町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第11、議案第64号 令和3年度佐々町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第12、議案第65号 令和3年度佐々町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第13、議案第66号 令和3年度佐々町水道事業会計利益の処分及び決算認定の件、日程第14、議案第67号 令和3年度佐々町公共下水道事業会計利益の処分及び決算認定の件。

お諮りします。以上の8議案を一括議題とすることに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第60号から議案第67号までの8議案は一括議題といたします。

執行の決算説明書をお願いいたします。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（令和3年度 決算に係る主要な施策の成果説明書 概要 朗読）

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

令和3年度佐々町一般会計、特別会計決算、会計ごとに町長がかがみの朗読を、各課長は実質収支に関する調書を朗読、水道事業と公共下水道事業については、それぞれの報告書を朗読してください。

それでは、日程第7、議案第60号 令和3年度佐々町一般会計歳入歳出決算認定の件を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第60号 朗読）

中身につきましては、税財政課長をもって説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

税財政課長。

税財政課長（藤永 大治 君）

それでは、1ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書。一般会計。

1、歳入総額82億3,601万7,000円。2、歳出総額78億7,378万4,000円。3、歳入歳出差引額3億6,223万3,000円。4、翌年度へ繰越すべき財源、（1）継続費通次繰越額ゼロ、（2）繰越明許費繰越額2,245万2,000円、（3）事故繰越繰越額ゼロ、計2,245万2,000円。5、実質収支額3億3,978万1,000円。6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額ゼロ。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。

お諮りします。ただ今議題となっております議案第60号 令和3年度佐々町一般会計歳入歳出決算認定の件は、決算審査特別委員会に付託することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第60号 令和3年度佐々町一般会計歳入歳出決算認定の件は、決算審査特別委員会へ付託されました。

日程第8、議案第61号 令和3年度佐々町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第61号 朗読）

中身につきましては、保険環境課長をもって説明をさせますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

保険環境課長。

保険環境課長（宮原 良之 君）

それでは、1ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書。国民健康保険特別会計。

1、歳入総額14億9,676万4,000円。2、歳出総額14億7,162万9,000円。3、歳入歳出差引額2,513万5,000円。4、翌年度へ繰越すべき財源、（1）継続費逓次繰越額ゼロ、（2）繰越明許費繰越額ゼロ、（3）事故繰越繰越額ゼロ、計ゼロ。5、実質収支額2,513万5,000円。6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額ゼロ。

以上でございます。よろしくお願ひします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。

お諮りします。ただ今議題となっております議案第61号 令和3年度佐々町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件は、決算審査特別委員会に付託することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第61号 令和3年度佐々町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件は、決算審査特別委員会へ付託されました。

日程第9、議案第62号 令和3年度佐々町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第62号 朗読）

中身につきましては、住民福祉課長をもって説明させますので、よろしく願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）

すみません、1ページを御覧いただければと思います。

実質収支に関する調書。介護保険特別会計（保険事業勘定）。

1、歳入総額12億7,082万6,000円。2、歳出総額12億3,970万2,000円。3、歳入歳出差引額3,112万4,000円。4、翌年度へ繰越すべき財源、（1）継続費通次繰越額ゼロ、（2）繰越明許費繰越額ゼロ、（3）事故繰越繰越額ゼロ、計ゼロ。5、実質収支額3,112万4,000円。6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額ゼロ。

すみません、33ページをお開きいただければと思います。よろしいでしょうか。

実質収支に関する調書。介護保険特別会計（サービス事業勘定）。

1、歳入総額364万1,000円。2、歳出総額307万1,000円。3、歳入歳出差引額57万円。4、翌年度へ繰越すべき財源、（1）継続費通次繰越額ゼロ、（2）繰越明許費繰越額ゼロ、（3）事故繰越繰越額ゼロ、計ゼロ。5、実質収支額57万円。6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額ゼロ。

以上でございます。よろしくお願ひします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。

お諮りします。ただ今議題となっております議案第62号 令和3年度佐々町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件は、決算審査特別委員会に付託することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第62号 令和3年度佐々町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件は、決算審査特別委員会に付託されました。

日程第10、議案第63号 令和3年度佐々町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第63号 朗読）

中身につきましては、保険環境課長をもって説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

保険環境課長。

保険環境課長（宮原 良之 君）

それでは、1ページをお開きください。

実質収支に関する調書。後期高齢者医療特別会計。

1、歳入総額1億6,842万円。2、歳出総額1億6,816万2,000円。3、歳入歳出差引額25万8,000円。4、翌年度へ繰越すべき財源、（1）継続費遞次繰越額ゼロ、（2）繰越明許費繰越額ゼロ、（3）事故繰越繰越額ゼロ、計ゼロ。5、実質収支額25万8,000円。6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額ゼロ。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。

お諮りします。ただ今議題となっています議案第63号 令和3年度佐々町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件は、決算審査特別委員会に付託することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第63号 令和3年度佐々町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件は、決算審査特別委員会に付託されました。

日程第11、議案第64号 令和3年度佐々町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定の件を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第64号 朗読）

中身につきましては、多世代包括支援センター長に説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
多世代包括支援センター長。

多世代包括支援センター長（松尾 直美 君）

それでは、1ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書。国民健康保険診療所特別会計。

1、歳入総額1,376万2,000円。2、歳出総額1,202万7,000円。3、歳入歳出差引額173万5,000円。4、翌年度へ繰越すべき財源、（1）継続費遞次繰越額ゼロ、（2）繰越明許費繰越額ゼロ、（3）事故繰越繰越額ゼロ、計ゼロ。5、実質収支額173万5,000円。6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額ゼロ。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）
これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。

お諮りします。ただ今議題となっています議案第64号 令和3年度佐々町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定の件は、決算審査特別委員会に付託することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第64号 令和3年度佐々町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定の件は、決算審査特別委員会に付託されました。

日程第12、議案第65号 令和3年度佐々町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第65号 朗読）

中身につきましては、水道課長をもって説明させますので、よろしくお願ひいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）
水道課長。

水道課長（安達 伸男 君）

1ページをお開きください。

実質収支に関する調書。農業集落排水事業特別会計。

1、歳入総額256万3,000円。2、歳出総額27万1,000円。3、歳入歳出差引額229万2,000円。4、翌年度へ繰越すべき財源、(1)継続費通次繰越額ゼロ、(2)繰越明許費繰越額ゼロ、(3)事故繰越繰越額ゼロ、計ゼロ。5、実質収支額229万2,000円。6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額ゼロ。

以上でございます。よろしくお願いたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。

お諮りします。ただ今議題となっています議案第65号 令和3年度佐々町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件は、決算審査特別委員会に付託することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第65号 令和3年度佐々町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件は、決算審査特別委員会に付託されました。

日程第13、議案第66号 令和3年度佐々町水道事業会計利益の処分及び決算認定の件を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第66号 朗読）

中身につきましては、水道課長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

水道課長。

水道課長（安達 伸男 君）

それでは、14ページをお開きください。

令和3年度佐々町水道事業報告書。

1、概要。(1)総括事項。

給水の状況。本年度末の給水人口は、1万3,949人で前年度に比べ35人の減少、給水件数は、6,396件で70件の増加となりました。また、有収水量については、211万1,858立米で3万3,612立米増加しました。有収率は、88%で前年度と比較し0.5%改善しました。

建設改良事業の状況。浄水場、配水池、ポンプ所の整備として、1号ろ過池整備（7・8池）更新工事他4件の工事を行いました。また配水管の更新事業として、平野地区送配水管更新工事（1工区）他6件の工事を行い、舗装復旧事業として1件の工事を実施しました。

なお、1号ろ過池設備更新工事、中央配水池進入道路築造工事（その3）、平野地区送配水管更新工事（3工区）、一般国道204号交通安全施設等整備工事に伴う配水管更新工事（1工区）

については、令和4年度へ繰り越しています。

財政の状況。収益的収支（税抜）については、給水収益が3億3,450万1,450円で前年度と比較して595万7,990円増加となりました。主な要因としては、小浦工業団地の使用水量の増加によるものです。営業費用は2億4,497万7,212円で、前年度と比較して892万469円の増加となりました。内訳としては、原水及び浄水費で1,098万1,899円増額、配水及び給水費で390万534円減額、総係費で196万6,060円増額、その他営業費用で12万6,956円の減額となりました。その結果、令和3年度の純利益は9,047万2,156円となり、前年度と比較して281万9,457円の減益となりました。

資本的収支については収入として、消火栓設置負担金として88万2,000円を受け入れ、企業債1億2,160万円を借り入れました。支出においては建設改良費2億4,308万5,200円、企業債償還金6,074万9,828円を支出しました。その結果、当年度資本的収支は、1億8,135万3,028円の資金不足が生じました。その不足額1億8,135万3,028円は過年度分損益勘定留保資金1億1,735万5,520円、当年度分損益勘定留保資金1,189万8,853円、減債積立金3,000万円、及び当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,209万8,655円にて補填しました。

まとめ。全国的には、少子・高齢化、節水機器の普及等により水需要が減少し、給水収入が減少する傾向にあります。本町においては、令和3年度の給水人口はほぼ横ばいで給水件数は増加しています。コロナ禍の影響で使用水量が減少していた小浦工業団地の使用水量が令和3年度は増加したため、給水収入は増加となっています。施設・設備については、老朽化した施設の耐震化を含めた改良更新などの投資事業を今後も実施する必要があります。

よって、今後の事業経営にあたっては、平成28年度に策定した経営戦略の見直しを行うとともに、平成29年度に策定した佐々町水道事業更新計画を元に計画的、効率的な経営に取り組んでいきます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。

お諮りします。ただ今議題となっています議案第66号 令和3年度佐々町水道事業会計利益の処分及び決算認定の件は、決算審査特別委員会に付託することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第66号 令和3年度佐々町水道事業会計利益の処分及び決算認定の件は、決算審査特別委員会へ付託されました。

日程第14、議案第67号 令和3年度佐々町公共下水道事業会計利益の処分及び決算認定の件を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第67号 朗読）

中身につきましては、水道課長をもって説明させていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

水道課長。

水道課長（安達 伸男 君）

14ページをお開きください。

令和3年度佐々町公共下水道事業報告書。

1、概要、（1）総括事項。

業務の状況。本年度末の水洗化人口は、1万1,233人で前年度に比べ170人の増加、水洗化戸数は4,800件で124件の増加となりました。また、有収水量については、168万2,053立米となりました。水洗化率は、86.66%で前年度と比較し0.44%改善しました。

建設改良事業の状況。主な建設改良事業は、令和2年度からの繰越事業として、志方地区汚水管接続工事（2・3工区）を行いました。また、し尿等前処理施設の供用開始に向けて、し尿等前処理施設基本設計業務委託及びし尿等前処理施設整備に伴う発注仕様書作成業務委託を行いました。なお、し尿等前処理施設建設工事は令和4年度へ繰越となりました。その他、農業集落排水と公共下水道の統合を目的とした汚水管接続工事後の舗装復旧工事、佐々浄化管理センター内の機械装置の改良工事、取付管の設置工事等を行いました。

財政の状況。収益的収支（税抜）については、下水道使用料が2億6,323万9,390円で、営業収益全体では、3億6,651万1,890円となりました。営業費用は7億4,277万2,907円で、内訳としては、管渠費で1,239万3,258円、汚水ポンプ場費で848万3,288円、雨水ポンプ場費で750万7,344円、処理場費で1億5,995万6,073円、総係費で2,212万4,137円、その他営業費用で5億3,230万8,807円となりました。その結果、令和3年度の純利益は1億399万4,911円となりました。

資本的収支については1億4,674万8,491円を受け入れ、支出においては建設改良費1億1,847万8,600円、企業債償還金3億6,628万9,218円を支出しました。その結果、当年度資本的収支は、3億3,801万9,327円の資金不足を生じました。その不足額3億3,801万9,327円は当年度分損益勘定留保資金2億4,786万7,589円、減債積立金6,800万円、当年度未処分利益剰余金1,378万9,156円及び当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額836万2,582円にて補填しました。

なお、一般会計からの繰入金としては、汚水事業で2億8,025万6,000円、雨水事業で1億303万5,000円、計3億8,329万1,000円受け入れました。

まとめ。下水道事業は、令和2年度から企業会計へ移行しており、令和3年度には農業集落排水を統合しています。今後はし尿等前処理施設を佐々浄化管理センター内に建設することから、資産の状況や適正な使用料を把握するよう努めます。

また、安定した経営を行うためには使用料収入の増加は不可欠であり、下水道への加入促進及び下水道使用料の改定に向けた取り組みが必要となります。

老朽化する施設に対してもストックマネジメント計画を基に改築更新を行い、持続可能で安定的な経営を図っていきたいと考えます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。

お諮りします。ただ今議題となっています議案第67号 令和3年度佐々町公共下水道事業会計利益の処分及び決算認定の件は、決算審査特別委員会に付託することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第67号 令和3年度佐々町公共下水道事業会計利益の処分及び決算認定の件は、決算審査特別委員会に付託されました。

しばらく休憩します。

（14時17分 休憩）

（14時55分 再開）

— 日程第15 議案第68号 令和4年度佐々町一般会計補正予算（第6号） —

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第15、議案第68号 令和4年度佐々町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第68号 朗読）

中身につきましては、税財政課長をもって説明させますので、よろしく願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

税財政課長。

税財政課長（藤永 大治 君）

それでは1ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入。9款地方特例交付金、補正額、減額23万6,000円、計1,660万9,000円。1項地方特例交付金、補正額、減額23万6,000円、計1,660万8,000円。

10款地方交付税、補正額、減額205万6,000円、計16億7,794万4,000円。1項地方交付税、補正額、計とも同額です。

13款使用料及び手数料、補正額ゼロ、計1億9,741万2,000円。2項手数料、補正額ゼロ、計4,531万1,000円。

14款国庫支出金、補正額3,151万3,000円、計12億2,912万円。1項国庫負担金、補正額1,690万4,000円、計7億4,609万9,000円。2項国庫補助金、補正額1,444万1,000円、計4億7,942万5,000円。3項委託金、補正額16万8,000円、計359万6,000円。

15款県支出金、補正額、減額28万円、計6億2,805万3,000円。2項県補助金、補正額48万円、計2億3,989万1,000円。3項委託金、補正額、減額76万円、計3,291万8,000円。

16款財産収入、補正額14万6,000円、計2,852万2,000円。2項財産売払収入、補正額、14万6,000

円、計746万円。

19款繰越金、補正額2億7,978万円、計3億3,978万円。1項繰越金、補正額、計とも同額です。

20款諸収入、補正額2,506万9,000円、計1億3,460万8,000円。4項雑入、補正額2,506万9,000円、計8,360万2,000円。

21款町債、補正額1,400万円、計16億8,230万円。1項町債、補正額、計とも同額です。

歳入合計、補正額3億4,793万6,000円、計87億4,246万8,000円。

2ページをお願いいたします。

歳出。1款議会費、補正額3万3,000円、計7,539万円。1項議会費、補正額、計とも同額です。

2款総務費、補正額8,632万7,000円、計22億7,916万7,000円。1項総務管理費、補正額9,546万9,000円、計21億1,464万8,000円。2項徴税費、補正額、減額715万7,000円、計8,649万6,000円。3項戸籍住民基本台帳費、補正額、減額112万6,000円、計6,278万1,000円。4項選挙費、補正額、減額76万9,000円、計1,233万3,000円。5項統計調査費、補正額8,000円、計47万1,000円。6項監査委員費、補正額、減額9万8,000円、計243万8,000円。

3款民生費、補正額1,677万8,000円、計21億1,173万2,000円。1項社会福祉費、補正額1,312万8,000円、計10億2,286万2,000円。2項児童福祉費、補正額365万円、計10億8,867万円。

4款衛生費、補正額、減額1,327万6,000円、計8億9,714万1,000円。1項保健衛生費、補正額2,814万2,000円、計5億4,322万3,000円。2項清掃費、補正額、減額4,138万円、計3億4,594万8,000円。3項診療所費、補正額、減額3万8,000円、計797万円。

5款労働費、補正額3,000円、計47万3,000円。1項労働諸費、補正額、計とも同額です。

6款農林水産業費、補正額954万8,000円、計3億5,839万8,000円。1項農業費、補正額920万7,000円、計3億5,293万1,000円。2項林業費、補正額34万1,000円、計526万7,000円。

7款商工費、補正額、減額31万5,000円、計1億8,497万5,000円。1項商工費、補正額、計とも同額です。

8款土木費、補正額3,191万8,000円、計9億7,199万9,000円。1項土木管理費、補正額1,020万9,000円、計9,546万5,000円。

3ページをお願いいたします。

2項道路橋梁費、補正額5万6,000円、計2億224万7,000円。3項河川費、補正額150万円、計1,136万5,000円。5項都市計画費、補正額1,961万9,000円、計4億195万8,000円。6項住宅費、補正額53万4,000円、計2億5,788万7,000円。

9款消防費、補正額65万円、計2億4,452万4,000円。1項消防費、補正額、計とも同額です。

10款教育費、補正額4,905万円、計8億4,230万8,000円。1項教育総務費、補正額141万3,000円、計9,297万2,000円。2項小学校費、補正額415万円、計2億86万2,000円。3項中学校費、補正額605万円、計1億103万7,000円。4項幼稚園費、補正額4万6,000円、計1億1,516万8,000円。5項社会教育費、補正額3,448万3,000円、計1億6,201万1,000円。6項保健体育費、補正額290万8,000円、計1億7,025万8,000円。

13款諸支出金、補正額1億7,017万9,000円、計2億849万円。1項基金費、補正額、計とも同額です。

14款予備費、補正額、減額295万9,000円、計650万8,000円。1項予備費、補正額、計とも同額です。

歳出合計、補正額3億4,793万6,000円、計87億4,246万8,000円。

4ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為補正。追加。

事項、佐々町保健福祉総合計画策定支援業務委託料。期間、令和5年度。限度額495万円。

廃止。事項、佐々町福祉総合計画策定支援業務委託料。補正前期間、令和5年度。補正前限度額495万円。補正後期間、限度額はなしになります。

これにつきましては、当初予算で下の下段のほうに記載しております佐々町福祉総合計画策定支援業務委託料を計上してございましたけれども、今回、上段のように「保健」という言葉が入っております。これにつきましては、健康増進計画、自殺対策計画を加えて保健福祉総合計画と名称を変更するために、当初予算で計上しておいたものを一旦廃止をしまして、新たに追加とするものでございます。限度額については変更はございません。

続いて5ページをお願いいたします。

第3表、地方債補正。

追加。記載の目的、（緊急防災・減災事業債）中学校バリアフリー化事業、限度額240万円。

起債の方法、普通貸借又は証券発行。利率、年2.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金については、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）。償還の方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協議する。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借り換えすることができる。

これにつきましては、中学校のバリアフリーということで、段差解消、スロープを整備をするための設計業務に対する起債の追加の分でございます。

続きまして変更。起債の目的、臨時財政対策債。補正前限度額8,500万円。起債の方法、普通貸借又は証券発行。利率、年2.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）。償還の方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協議する。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借り換えすることができる。補正後限度額6,810万円。起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前に同じでございます。

2つ目に、（緊急防災・減災事業債）中学校B棟止水板設置事業。補正前限度額200万円。補正後限度額250万円。

3つ目に、（緊急防災・減災事業債）地域交流センター空調設備設置事業。補正前限度額90万円。補正後限度額2,890万円。

臨時財政対策債につきましては、当初予算時点では、地方財政計画での計上を行ってございましたけれども、今回、普通交付税の決定によりまして、発行可能額が減となったことに伴いまして、減額の補正としております。

続いて2つ目の中学校B棟の止水板につきましては、事業費の追加ということで今回、追加をさせていただいております。

3つ目の地域交流センター空調設備設置事業につきましては、補正前は設計業務でございましたけれども、今回、工事費の追加ということで2,890万円に増額をさせていただきたいと考えております。

6ページ、7ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1総括につきましては割愛をさせていただきます。

まずは、今回の補正予算の全体的なところで申しまして、電気代、ガス代の高騰に伴う各施設の光熱費の増額をさせていただいております。

まず、各施設の光熱水費のうちの電気代の部分でございますけれども、クリーンセンター、福祉センター、役場庁舎など合わせまして4,725万7,000円となっております。それから、下水道事業施設の光熱水費の高騰の分で、下水道事業会計への補助金という形になりますけれども、それが1,909万7,000円になります。それから、学校給食用の燃料費が高騰ということで15万7,000円の増額とさせていただいております。

以上、3つ合わせまして6,651万1,000円の電気代、ガス代高騰による一般会計の補正の増額と計上をさせていただいております。

それから大きく2つ目に、物価高騰対策ということで町内の私立保育園等の副食費での物価高騰対策でありますとか、肥料・粗飼料価格高騰対策支援事業、そういう物価高騰対策ということで、合わせまして879万6,000円の計上をさせていただいております。

それから大きく3つ目に、コロナのウイルスワクチンの接種事業、このシステム改修費用も含めまして、2,872万6,000円を計上をさせていただいております。

それから投資的事業の主なところで申しますと、地域交流センターの1階多目的室の空調設備設置工事に2,800万円の計上をさせていただいております。

それから物件費につきましては、減額となっております。大きなところでクリーンセンターの基幹的設備改良工事の着工時期の変更に伴うもので6,612万7,000円の減額となっております。そこが大きな要因となっております。

それでは予算書の8ページをお願いいたします。

歳入でございます。

9款地方特例交付金と10款地方交付税につきましては、交付決定に伴うものでございます。2段目の普通交付税につきましては、令和4年度当初16億円の予算の計上を行ってございましたけれども、交付決定で15億9,794万4,000円ということで、減額の205万6,000円となっております。対前年度、約1億7,700万円の減ということになっております。

それから11ページをお願いいたします。

中段にあります19款繰越金でございます。これにつきましては、令和3年度の実質収支3億3,978万円の部分でございますけれども、当初予算で6,000万円計上しておりますので、2億7,978万円の追加補正ということで計上をさせていただいております。この実質収支につきましては、対前年度、約6,270万円の増となっております。これについては、令和2年度からの繰越事業、コロナ対策の給付金事業でありますとか、ワクチン接種事業などの収支残が約9,200万円程度ございました関係で、対前年度から増額という形になっております。

それから51ページをお願いいたします。

51ページの13款諸支出金、1目の財政調整基金積立でございます。実質収支の2分の1以上の積立でということで、今回1億7,000万円の計上をさせていただいております。

税財政課からは以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

各課長から説明があれば許可します。

住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）

恐れ入ります、4ページを御覧いただければというふうに思います。

先ほど税財政課長のほうからも説明をしていただきましたけれども、債務負担行為の補正ということになります。

当初予算において、福祉総合計画の策定ということで障害福祉計画、障害者計画、老人福祉計画、介護保険事業計画、地域福祉計画、それぞれ今現在策定しておりますけれども、令和6年度から一体的に推進できるように福祉総合計画として整理をし、事業を進めていく上で2か年間の事業予算ということで、債務負担行為を計上させていただいております。

今年度に入って組織の見直しがあり、地域包括支援センターを包含する形で多世代包括支援センターというのが、この4月にスタートしております。その後に協議を進めながら、先ほど税財政課長のほうから説明がありましたように、もともと健康相談センターのほうで健康増進

計画とか自殺対策計画などの計画がございました。こういったものも保健と福祉を一体的に進めていこうという話から、保健という表現を上につけた保健福祉総合計画ということで、より充実した事業計画を作っていこうということで今回、負担行為の補正を行い、提案をさせていただいているところでございます。

したがって、この4ページにありますように、当初予算で計上しておりました福祉総合計画につきましては廃止をさせていただき、新たに追加という形で、保健福祉総合計画に改めるものでございます。

限度額については、先ほど税財政課長から説明がありましたように変わっておりません。御承知のとおり健康増進計画や自殺対策計画は自前で作っておりました。そういった部分を整理をするというふうなことではございますけれど、今回は事業費には増減なく対応をしていくということで、補正予算的には組替えという形を取らせていただいたところでございます。

ページをちょっとめくっていただきまして26ページのところでございます。

上から2つ目の枠になりますけれども、12節委託料、減額の58万円ということでございます。この2段書きになっておりますけれども、福祉総合計画策定支援業務委託料と保健がついた分での委託料と2段書きになっております。結果として減額というふうな形で58万円。

それから、31ページを御覧いただければと思いますけれども、所管は違いますけれども4款衛生費の保健衛生総務費ということになります。この31ページの一番下のところの12節委託料のところ58万円ということで、保健福祉総合計画策定支援業務委託料ということで計上をさせていただいているところでございます。

それから、すみません。28ページをお開きいただければと思いますけれども、28ページの中程になります。児童福祉総務費でございます。18節の負担金補助及び交付金のところの26万4,000円、公立学童クラブ食品費物価高騰対策支援交付金ということでございます。

それから30ページになります。30ページの一番上のところに需要費がありますけど、需要費の4行目のところになりますけれども賄材料費54万4,000円というのがあります。それから、その同じ目のところの下、18節負担金、補助及び交付金の一番下の行になりますけれども、町内私立保育園等副食費物価高騰対策支援交付金ということで198万8,000円がございまして、先ほど税財政課長のほうから物価高騰対策ということで御説明がありましたように、食材費につきましては14%上昇分で10月から3月までということで、また、学童保育にあっては、おやつ代ということになりますので13%上昇分を10月から3月までの期間ということで支援を行うことで、保育所における副食費であるとか、学童保育であるおやつ代であるとか、そういったところの質と量を確保するという目的で、今回対応をさせていただいているところでございます。

先ほど申し上げました14%、また13%の上昇率の分につきましては、帝国データバンクが9月1日に公表しております数値を引用したところでございます。

それから同じ30ページのところで同じページでございまして、これは、すみません、当初予算計上への誤りということになります。30ページの一番上のところの10節需要費のところの消耗品費でございます。新型コロナウイルス感染症対策事業分ということで40万円、その2つ下のところの17節備品購入費のところ減額の40万円というふうにさせていただいておりますけれども、備品購入費ではなくて消耗品費のほうで計上すべきだったということで、今回予算の組替えをさせていただいているところでございます。

住民福祉課は以上でございます。よろしく申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

多世代包括支援センター長。

多世代包括支援センター長（松尾 直美 君）

恐れ入ります。多世代包括支援センター所管の予算について説明させていただきます。

ページは歳入予算8ページをお願いいたします。

14款1項2目衛生費国庫負担金、説明欄にあります新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金（10分の10）、1,690万4,000円につきましては、総務厚生委員会で説明させていただきましたオミクロン株に対応したワクチン接種事業に係る国庫負担金となっております。国庫負担金の対象としまして、集団接種に係る医師・看護師に係る報償費、個別接種に係る委託料分等になります。

続きまして、次ページ、9ページをお願いいたします。

14款2項1目総務費国庫補助金、こちらも説明欄にあります新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金（10分の10）、23万1,000円につきましては、電算システムの改修に係る補助金となっております。

続きまして、3段目の14款2項3目衛生費国庫補助金、説明欄にあります新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金（10分の10）、1,136万4,000円につきましては、接種体制の確保として接種券の封入封緘に係る委託料、接種会場の運営に係る委託料が対象となっております。

また同ページでありますけれども2段目に戻っていただきまして、14款2項2目民生費国庫補助金、説明欄にあります子ども家庭総合支援拠点運営事業費補助金（2分の1）、63万1,000円、これにつきましては子どもや家庭、妊産婦などを対象としまして、その福祉に関し必要な支援を行う体制整備、拠点に係る国庫補助金となっております。今年度、多世代包括支援センターとして、社会福祉士の雇用など子ども、妊産婦等の支援拠点の体制整備が整いましたので、国庫補助金の対象となるものです。

歳入予算の主なものは以上です。

続きまして、歳出予算をお願いいたします。ページは17ページをお願いいたします。

2款1項13目諸費、こちらにつきましては、17ページから18ページ、19ページに係るところが所管のものにはなりません。

主なものについて説明させていただきます。

18ページ、最終行、令和3年度新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金返還金1,410万8,000円。19ページをお願いします。1行目、令和2年度新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金返還金1,251万2,000円。また次の令和3年度新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金返還金865万5,000円。また次の令和2年度新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金返還金1,118万円。こちら4点につきましては、令和2年度分は主にワクチン接種の1回目、2回目の接種、令和3年度は主に3回目のワクチン接種に係るものでありまして、接種業務の委託料や集団接種会場運営業務委託料など、実績に基づき返還となっております。

続きまして32ページをお願いいたします。

4款1項6目健康相談センター施設管理費をお願いいたします。機構改革に伴い多世代包括支援センターとして健康相談センター、地域包括支援センターが一つになりましたので窓口、執務室についても統合をしていきたいと考えております。

総務厚生委員会において説明をさせていただきましたが、特に生活保護や生活困窮支援、障がい者支援業務などは、それぞれのセンター業務との関連がありますので、地域福祉まるごと相談窓口として体制を整備したいと考えております。

具体的には、現在の地域包括支援センターの執務室を健康相談センターのほうへ移設するものです。主な予算としましては、執務室を拡張するための14節工事請負費、健康相談センター執務室カウンター撤去工事、仕切りパネル、戸棚購入に係る17節の備品購入費となっております。

す。

ページ33ページをお願いいたします。

4款1項13目新型コロナウイルスワクチン接種事業費。歳入の国庫補助金等で説明しました、オミクロン株に対応したワクチン接種の事業費について予算を計上しております。

全体事業費は補正額2,849万5,000円となっており、主な事業費はワクチン予約受付に係る会計年度任用職員の雇用、ワクチン接種業務や集団接種業務に係る各種委託料となっております。

なお、国の計画の前倒しにより、今回新しいオミクロン株対応の2価ワクチンは、今週以降に各市町に配送されます。補正予算が整い次第、医療機関での個別接種、町立診療所での集団接種体制を進めていきたいと考えております。集団接種の準備が整うまでには個別接種から開始していきたいと考えております。

以上よろしくをお願いいたします。

議長（淡田 邦夫 君）

保険環境課長。

保険環境課長（宮原 良之 君）

それでは34ページを御覧ください。

4款2項2目の塵芥処理費、3節の職員手当等でございます。一番上段のほうに時間外勤務手当ということで27万8,000円を計上させていただいております。昨年度、年度途中から土曜日の持込みごみの受付に係る時間外については、それまでは半日の代休と、それをはみ出した部分の時間外勤務手当の支給ということとさせていただいた分を、全部時間外勤務手当で支給ということに改めておりましたが、この分の当初予算への計上が漏れておりましたので、今回その部分を補正させていただいております。

次に35ページを御覧ください。

冒頭、税財政課長のほうからも説明のほうしていただいておりますが、今回クリーンセンターの基幹的設備改良工事の発注方式等の変更に伴いまして、予定しておりました工程というのがだいぶ遅れております。それに伴いまして、当初、年度中に4.5か月ほどの休炉を予定しておりましたが、この休炉がなくなり稼働ということになりますので、それに伴います消耗品費、それから委託料のところで予算の増額の計上をさせていただいております。あわせて休炉の予定に伴いまして外部委託を予定していたところですが、これがなくなるということでこの分の減額の補正をさせていただいているところです。

保険環境課所管の分は以上です。よろしくをお願いいたします。

議長（淡田 邦夫 君）

農林水産課長兼農業委員会事務局長。

農林水産課長兼農業委員会事務局長（金子 剛 君）

それでは歳入でございますけれども、12ページをお願いいたします。

諸収入の雑入、3目過年度収入でございますけれども、上から4段目、3年災農地等災害復旧事業補助金、この件につきましては、現在農地が5件、それから施設が3件、計8件の補助金を計上させていただいております。

38ページ歳出でございます。農林水産業費、農業費の農業振興費でございます。

18節の負担金、補助金及び交付金でございますけれども、佐々町肥料・粗飼料価格高騰対策支援事業費補助金でございますけれども、この件につきましては、令和4年度で高騰しております農業用の肥料、それから粗飼料の購入費の一部を補助をいたしまして、町内農業経営者を支援

いたします。対象期間につきましては令和4年の1月から12月までに支出した費用の10%を補助するものでございます。

農林水産課につきましては以上でございます。

議長（淡田 邦夫 君）

建設課長。

建設課長（山村 輝明 君）

建設課分の説明をさせていただきます。

歳出の42ページをお願いいたします。

真ん中の土木費、河川費の委託料でございますけれども、佐々川ハザードマップ作成支援業務委託料として150万円計上させていただいております。財源は予算書の9ページのほうの真ん中ほども、国庫支出金、国庫補助金、土木費国庫補助金、社会資本整備総合交付金（河川事業）に75万円計上しておりますけれども、社会資本整備総合交付金を活用して取り組むこととしておりますので、2分の1が国庫補助として受けられることとなります。本事業は浸水被害に対する意識向上を図ることを目的に、浸水想定区域内の指定避難所でもある公共施設の外壁に浸水深を示した看板を設置することとしております。今回9月補正予算で計上しております分と、令和3年度繰越事業の執行残を合わせて事業を実施することとしております。

それと、すみません、42ページの下のほうですけれども、土木費、都市計画費の工事請負費です。公園施設整備工事として芳ノ浦公園防草対策工事を施工するにあたりまして、産業廃棄物処理場が当初想定よりも多く予算の不足が生じたために、すみませんけど35万円追加補正をさせていただきます。

以上です。

議長（淡田 邦夫 君）

企画商工課長。

企画商工課長（落合 健治 君）

11ページをお願いいたします。

歳入でございます。20款諸収入4項雑入1目雑入、上から2段目のボートレースチケットショップ長崎佐々からの環境整備協力金でございます。令和4年度の受入額が1,240万4,332円となりましたので、当初予算との差引き10万4,000円を補正予算として計上をさせていただきます。

それから12ページ、20款諸収入4項雑入3目過年度収入の一番上の段でございます。

令和3年度長崎県新型コロナウイルス感染症拡大防止営業時間短縮協力金補助金でございます。第5期分として2月14日から3月の6日まで要請しておりました営業時間短縮に係る補助金の令和3年度支給完了分4,557万円に対する精算の補助金として1,833万3,000円を計上させていただきます。

それから飛びまして51ページでございます。

13款諸支出金1項基金費11目環境整備協力費基金費でございます。24節の積立金でございますが、こちらにつきましては、先ほど歳入のほうで御説明いたしましたボートレースチケットショップ長崎佐々からの環境整備協力金として収入いたしますものを、基金として積み立てるために10万5,000円を計上しているものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）
教育次長。

教育次長（井手 守道 君）

それでは、予算書の44ページをお願いいたします。

10款1項2目事務局費、一番右下のほうをよろしくをお願いいたします。学校給食物価高騰対策事業費補助金でございます。150万円でございます。こちらにつきましては、6月補正予算において学校給食費の10%を物価上昇分と見込んで計上させていただいておりました。

物価上昇率の根拠としておりました帝国データバンクの価格改定動向調査結果が8月1日に発表され、平均値上げ率が14%に上昇しましたことから、今回10月の給食分から4%上乗せさせていただきたいというものでございます。

続きまして、47ページをお願いいたします。

中学校の学校管理費の分でございます。14節工事請負費90万円、B棟1階床改修・止水板設置工事でございます。こちらにつきましては、当初予算で予算をいただいていたところでございます。積算漏れ等がございましたことから予算不足となりました。当初では1階全面を施工予定でしたが、今回、箇所を緊急度が高い部分に限定をして補正をさせていただいた上で実施したいと考えております。大変申し訳ございませんでした。

なお、止水板に係る部分につきましては、5ページの緊急防災・減災事業債のほうを活用させていただきたいということで計上させていただいているところでございます。

続きまして49ページをお願いいたします。

公民館費になります。14節工事請負費、音楽室エアコン取替工事でございます。200万円でございます。こちらにつきましては、本年7月に故障いたしまして、型が古いことから部品の調達、修繕等ができないということになりましたので、取替工事をお願いするものでございます。

それからその下になります。地域交流センター費の工事請負費でございます。こちらは当初予算で設計のほうを計上させていただいておりましたもので、災害時の避難所のほか、それから施設利用者の環境改善を図るためお願いをしておったものでございます。こちら財源としまして5ページのほうにございます緊急防災・減災事業債を2,800万円計上をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）
総務課長。

総務課長（大平 弘明 君）

予算書のほうの10ページをお願いいたします。

15款県支出金3項委託金1目総務費委託金4節選挙費委託金、こちらのほうは7月10日執行しました参議院議員通常選挙の委託金でございます。実績に伴いまして減額を76万9,000円させていただいております。

それに合わせまして歳出のほうになります。

23ページ、2款総務費4項選挙費3目参議院議員通常選挙費、節につきましては1節から13節、次の24ページの13節まで、こちらのほうは実績に伴いまして減額となっております。歳入歳出のほうで合わせております。

それから52ページのほうをお願いいたします。

給与費明細書になります。こちらのほうでまず期末手当の減額になりますが、こちらのほうにつきましては0.1月分、6月において減額を行っている関係で減となっております。

また、共済費につきましては、後期高齢者医療のほうの加入に伴う減ということになっております。

次のページをお願いいたします。53ページになります。

一般職の総括になります。報酬につきましては先ほど多世代包括支援センターのほうからも説明があったとおり、コロナワクチン接種に伴うもの、それから多世代包括支援センターの事務に関するもの、こういったものに関しまして比較で310万7,000円の増になっております。

続きまして給料のほうになります。こちらのほうにつきましては、新人の職員採用に伴いまして3名の方が社会人ということで前歴換算等を行ったもの、それから昇給に関するものが10名、それから理事に関するもので545万7,000円の増額となっております。

職員手当につきましては、下の段の職員手当の内訳になりますが、時間外勤務手当につきましては、こちら先ほど説明がございました多世代包括支援センターの分、それからクリーンセンターの分の増ということで、大きなものに関しましてはそういったものになります。199万8,000円の増。期末手当の減額の235万3,000円につきましては、こちらのほうも6月の期末手当に伴う0.1月分の減による影響になります。

そのほか、上に戻りまして共済費のほうになります。増額の951万円、こちらのほうにつきましては、職員の昇給、それから標準報酬月額による増となっております。あわせて共済組合の率の改定がございまして、その率の改定に伴う増ということになっております。

各予算書の中で社会保険料から共済組合のほうに組替えがなされておりますが、こちらにつきましては令和4年10月1日施行の年金制度の機能強化のための国民年金法等の改正、それから地方公務員等共済組合法の改正、同じくこちら令和4年10月1日施行の分になります。

あと、学校共済のほうも同じような改正が行われております。こちらにつきましては、目的としまして、より多くの方が長く多様な形で働く社会への変化とする中で、長期化する高齢期の経済基盤の充実を図るため、短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大等の見直しの措置を講ずるものということで、こちらは被用者保険の適用拡大につきましては、同じ職場で働く職員に同じ健康保険、共済組合等を適用するということを目指して改正をされております。そういった関係で、社会保険のほうから共済保険のほうへ移行するというので、備考のほうで説明をさせていただいております。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

ほかに。

（「なし。」の声あり）

ほかにないようです。

これから質疑を行います。

6番。

6 番（阿部 豊 君）

何点か、大きく3点。

8ページ、地方交付税の減額なんですけど、減額に対する県内の状況を見ますと、佐々町がほぼほぼ最下位あたりで交付税が少ないなというふうに感じているんですけども、減額に対する税財政課として、原課としての分析はどのようにされているのか。

また、特別交付税につきましては、全国において県の意図的な操作によるということで問題になっている事案があります。本町は特別交付税について適正に頂いているというふうな原課

としては捉えられているのか、そこの点を伺いたい。

2点目、42ページ土木費、河川費の説明なんですけど、令和3年度繰越事業費執行残というような説明でしたので、そもそも令和3年度繰越の執行残の事業の目的が合致しているのか、また、その補助自体が社会資本整備総合交付金を現年度分は使うということなんですけど、令和3年度繰越部分についても同じような社会資本整備総合交付金なのかの確認をさせていただきたい。

最後に3点目、人件費のことなんですけど、その前歴換算3名ということでしたけど、全体像がちょっと見えない。多世代包括支援事業費においては機構改革による分で、そのほうに予算が人件費のほうに組み替えられたというような認識かなというふうに思っているんですけど、あと土木においても500万円ほど人件費ありますよね給料、これが前歴換算のあれでなったのか、いわゆる何費と何費がどういうふうに異動が絡んでいるのかなと、異動はあっていませんよね、今ね。だから当初予算との整合性がどのようにあったのかということなのか、そこのとこの全体像が説明では分かりませんでしたので、要約して説明していただければ。

以上3点です。

議 長（淡田 邦夫 君）

3点の質問がありました。

税財政課長。

税財政課長（藤永 大治 君）

まず、1点目の1つ目でございますけれども、普通交付税の当初予算との差というところでございますけれども、これにつきましては、当初予算を組む段階では各費目におきまして、それぞれ見込み額を算出しております。どうしても来年度の見込みというところになりますので、差が各費目によっては増減が出てくるところでございます。

今回、特に需要額での差が大きかったのが社会福祉費という費目でございますけれども、そういうところで保育所の人数の増減があった関係で、そこら辺が結果的には減額があったというところでございます。

一方、収入額につきましても各税目を見込みますけれども、その中で法人税割につきまして、国が示す係数というところがどうしても見込むことが難しくございます。その関係で、法人税割のほうの結果的には収入額が増えた、収入額が増えたということは交付税が減ることになりますので、その分での大きな差があったというところで、今回当初予算での205万6,000円の当初予算からの減額という形になってしまっております。

それから、長崎県内の特別交付税につきましては、その例年と大きな隔たりがないような形で各市町に交付されているような感じは受け止めております。意図的に本町が減らされたということは、私が感じているところではありません。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

建設課長。

建設課長（山村 輝明 君）

ページ、42ページの佐々川ハザードマップ作成支援業務委託料についてですけれども、前回、令和3年度繰越事業で今行っております、紙ベースでのハザードマップの配布を今しているところでございますけれども、そのハザードマップの中の国の事業で「まるごとまちごとハザードマップ」という事業がありまして、町そのものをハザードマップ化していくという事業とな

り、全国的に取り組まれている事業でもあります。

自ら生活する地域の水害の危険性を実感できるよう、移住地域を丸ごとハザードマップと見立てて生活空間である町なかに河川が氾濫した場合の浸水深を表示することにより、日常的洪水への意識を高め（阿部議員「事業の目的がそもそも論として合致しているのかという事を聞きよる。」）失礼しました。

すみません。先ほど申しましたように、同じハザードマップの事業的なものにはなりません。補助ですけれども、令和3年度繰越と同様に河川費補助金の社会資本整備総合交付金の同じ補助を受けて実施することとなります。

議 長（淡田 邦夫 君）
総務課長。

総務課長（大平 弘明 君）

議員先ほどの御質問についてでございます。

まず、給与に関しましては12月に当初予算のほうを組んでおりました関係で、4月1日の人事異動等に伴うものには加味しておりませんでした。その関係で、まず昇給等に関する費用としまして約150万円程度、こちらにつきましては課長補佐の昇任が4人、課長補佐の5級昇任が1名、それから係長が2名というふうに昇給をしております。この費用につきましては金額の増になっております。

その他の要因としましては、短時間からフルタイムの再任用、それから新人職員の先ほど申しました3人の社会人経験がございましたので、そちらのほう。それから育児休業として当初予算計上しておりませんでしたけども、育児休業が今年度途中からになったということで、その分の給与、これにつきましては440万円程度の増額になったということになります。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）
6番。

6 番（阿部 豊 君）

税財政課長、当初の差を私聞いているのではないですよ。ではなく、県内比較で本町自体の交付税が低いと、少ないと、そこの分析を原課としてどのように捉えられているのかという点を確認したかった。他市町村と比べて比較すると、同人口規模の町村と比較してもちょっと少ないなというふうに私自身も感じているもので、原課としてどのように分析されているかというのを確認したいということです。特別交付税については適正にいただいているのではないかというふうに、原課として分析されるということで分かりました。

建設課長、令和3年度の繰越事業の執行残、もともとの事業自体が同一で違う費目に持ってきていないかっていうところ、合致するのかという話です。それと現年度と合わせてするというのがちょっと違和感があるので、執行残を使って新年度の事業費もプラスして、新たな事業をするということ自体にいかんせんちょっと違和感を感じるんで、大丈夫なのかなというのを老婆心ながら聞かせていただいている。大丈夫ですよということであれば、もう少し分かりやすく説明していただけないでしょうか。

あと人件費については、当初について機構改革分の反映がなされていなかったというんで、その分をしていると。最初からそう言っていただければ非常に分かりやすかったと、分かりました。

議 長（淡田 邦夫 君）

税財政課長。

税財政課長（藤永 大治 君）

すみません。普通交付税の他市町と比べてというところがございますけれども、県内の他市町と比べて、まず需要額につきましては、あくまでも令和3年度の比較になりますけれども、需要額のついていうところで本町は約32億9,000万円で、他の自治体人口規模が同じような自治体が2つありますけれども、需要額が35億円ぐらいになっております。

そこで大きな差というところが高齢者保健福祉費とか65歳以上、75歳以上の人口が本町よりも他の自治体のほうが多いというところで、そういう点で需要額が他の自治体が多いという部分がございます。

一方で、基準財政収入額につきましては本町が15億円程度ございます。他の自治体については13億円前後ということで、本町がその収入額が多い分交付税としてはその分低くなっているという状況になっております。ですので、他の自治体は一部事務組合があったりとか、一概には言えないんですけども、そういうところで需要額も少ないですし、逆に収入額は佐々町のほうが多いというところで他の自治体よりかは交付税が低いという現状になっております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

間もなく16時となりますけれども、議案第72号が終了するまで続けさせていただきます。
建設課長。

建設課長（山村 輝明 君）

すみません。説明が分かりにくくて申し訳ありませんでした。

先ほど御説明しましたように、令和3年度事業で紙ベースのハザードマップの配布をしております、それプラスに先ほど御説明した「まるごとまちごとハザードマップ」っていうので、今度は町そのものをハザードマップ化していくということで関連した事業でありますので、県と協議をしながら進めておりますので、補正を150万円して新たなハザードマップを作るということで、県との調整はしているところでございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

4番。

4 番（永田 勝美 君）

私も幾つか伺います。一つは17ページの諸費のところ償還金その他のところですが、御説明の中で新型コロナの関連でワクチン接種関連の返還金がかなり大きいということでありました。

佐々町が手を抜いてきたわけでは決してないというふうに私思っているんですけども、今回、非常に金額的に多くなった要因、もともとかなり大きな見込みで政府の補助金が交付されていて、それが余ったので返したという経過なのかというふうに思うんですが、改めて確認をしたい。改めて、その上でさらにワクチン接種等を促進していくための手立てっていうか、新たな手立て等があれば紹介をいただきたいというのが1点です。

2点目は、33ページ、これもワクチン関係の委託料のところ説明に金額が入っていないのですが1,355万6,000円とありますけれども、この中で金額出せないところもあるのはいいんですけども、大きいのはどのあたり、主な支出先というのはどれくらいなのか。1,300万円のう

ち接種そのものの業務委託料が一番大きいのかなというふうに思うんですけども、例えば医療廃棄物処理業務委託料というのがありますけども、これなんかというのはどういうオーダーになるのかというのがちょっと見えないので、御紹介いただければ教えてください。

それから35ページのいわゆるクリーンセンターの発注方式の変更等で、工事が遅れたという説明だったかというふうに思うんですが、それによって7,500万円、多額の執行残っていか、要するに減額補正が行われていますけれども、これは次年度に持ち越されるものなのか、要するにいらなくなったものはあるのかということについて、御説明をいただきたいというのが1点です。

それから40ページ、土木費の中でこの時期に一般職給料が560万円弱補正というふうになっていますが、これは年度の途中で増員でもされたのか、この理由を説明ください。

それから、最後確認ですけれども42ページの公共下水道事業会計補助金が1,909万7,000円増というふうになっていて、冒頭の税財政課長の御説明では、いわゆる燃料費、電気代、水光熱費の増だというふうに言われたんですが、これ何%ぐらい上がっているのか。それで金額的には極めて大きいと。下水道だけで約2,000万円、その他が4,000万円、合計6,000万円、年度で水光熱費が変動するというのは、極めて異常な事態だと思うんです。これについて今後どのように考えるのかと、これはもうその対応については、今後どのように考えているのかということについてありましたら御説明いただきたいと思います。

以上です。

議長（淡田 邦夫 君）

多世代包括支援センター長。

多世代包括支援センター長（松尾 直美 君）

議員御質問の順に回答させていただきます。

返還の大きい要因といたしまして、先ほどもこう各予防接種に関しましての実績に基づくということで話をいたしましたけれども、実際いろいろ業務を運営、設定をしていくにあたり、見積り入札等を行って単価が減になったというものだったり、先ほど接種において、かなり国のまづもっての年齢想定、そこから接種率を勘案しまして1回の接種人数、またその接種回数を見込んでおりましたが、そちらのほうが途中、国のほうから前倒しで接種を進めていくように通達もあったことから、1回の人数をかなり増やしまして、先生方のほうに御協力を得まして、かなり増やして接種の回数、集団接種の運営回数がかなり減少したことというのが主な要因となっております。

おっしゃっていただきましたように、接種に対して個別での皆様への郵送、そして集団接種の設定、個別接種の先生方への御協力をもって計画はしていきましても、やはり傾向といたしまして若年者、若い方の接種率が佐々町のほうかなり伸びが悪かった。トータルやっぱり一、二回目の接種にあたりましては、65歳以上等で換算したときにはかなり接種率がよかったですけども、若い方を含めていくうちに一、二回目につきましては、県内で一番どうしても接種率が低くなった。3回目、4回目につきましては、大村市、長崎市等とあわせて接種率が低くなったことが原因とありますので、こちらのほう、若い方への接種についてLINE、ホームページ等々でもう少し案内ができればなという手立てを検討したいと思っております。

今回のオミクロン株のワクチンにつきましても、運営に係る分で集団接種に従事していただきます医師、看護師の報償費のほうの金額等々と、運営に係る委託料についてが大きなものかと考えております。

医療廃棄物処理につきましては、医療廃棄物の専門の業者がおりますので、運搬、処理、埋設等々の一連の流れを専門の業者のほうにお願いしている次第です。

以上です。お願いします。

議長（淡田 邦夫 君）
保険環境課長。

保険環境課長（宮原 良之 君）

塵芥処理費の委託料のところ、大きな減額補正のほうをさせていただいておりますが、休炉の予定で外部委託等を行う費用ということで予定していた費用7,800万円を超える費用というのを、今回減額させていただいておりますが、今ちょっと業者の決定に向けた業務を進めている途中ではございますが、アドバイザー業務を行った中では、次年度休炉をせずに、基幹的設備改良工事実施できるんじゃないかというような話も今いただいておりますが、決定業者さんのほうとそちらのほう工程等つめていくことになるかと思っておりますので、今年度をおとした費用の中から、また次年度要求させていただく費用は出てくる可能性はございます。

以上です。

議長（淡田 邦夫 君）
総務課長。

総務課長（大平 弘明 君）

先ほどの40ページに係る人件費の分でございますが、こちらのほうにつきましては、まず理事の設置をしたということと、あとは4月1日の異動に伴いまして職員の給料の差がございまして、そこで増減でプラスになっているというふうな状況でございます。

それから続きまして、電力の関係でございます。電力の関係でいきますと、予算ベースで54%程度、これにつきましては昨日も永田議員の一般質問で御説明をさせていただいたとおり、前年度までは九州電力の割引プランというのを使わせていただいております関係で、まずそこで30%強の減額がなくなったということでございます。

それから、さらに燃料費等の高騰によるもの、それから再エネによるもの、こういったものについての増額があるということでの、全体として54%の増になっているというところでございます。

それから浄化センターについてでございますけれども、浄化センターについては特に電力の使用量が大きく128万8,416キロワットアワーということで、うちの施設の中で一番電力を使っております。その関係で予算ベースで上がった部分について金額的にも大きく上がってきているというような状況となっております。

今後のことでございますけれども、所管委員会のほうで少しふれさせていただいておりますが、東京都等に電力を供給しておりますゼロワットパワーというところで、今後お願いするような形になっておりますけれども、こちらのほうは再生エネルギー等を使っている会社でございます。今後どのように料金が推移するかということにはちょっと見込めない状況ではございます。

以上でございます。

議長（淡田 邦夫 君）
4番。

4番（永田 勝美 君）

私が聞いたのは、公共下水道の金額というのは極めて大きいというのは改めて感じたので、この分で何%増えたのかということ聞いたんですよね。それで条件については、それは今、

総務課長、丁寧に御説明いただいたとおりによく分かっているんですけども、これをどうするのかということについて、私は要するにエネルギーの地産地消という問題をやっぱり考えざるを得ないときにきているんじゃないのかということはずっと言っているわけです。

そのときに、こういう検討というのは要するに自家消費の検討も含めてやっぱりやらざるを得ないところにきていると。数千万円のオーダーで変わったら、それこそ学校給食の無償化がだっけすぐできたりできなかつたりという、そういう金額ですよ、金額はね。それはやっぱりどうやって節減するかということはやっぱり必死に考えるというのが、そういった意味では総務課長が中心になって考えるべきことではないかと私は思います。

要するに何ていうかな、成り行きでやってもらっては困るのではないかと。確かに状況としては厳しいというのは分かるんですよ。でも、その状況としてはそういう状況だけれども、やっぱりあらゆる手立てを尽くしてやっぱり削減していくという、そういう取組がやっぱり求められるんじゃないかなというふうに思います。

それから要するに人件費のところについては、要するに新庁舎の事業理事の分が最初予算がされていなかったということですか。予算に漏れていたわけですね、どうなんでしょ。土木費の中で、土木管理費の中の給料というところから出てくるから、要するに建設課の人が増えたのかなというふうに思ったんです。そうじゃないということならば、その理事の分だということにおっしゃるから、それは理事の分の給料というのはここに入ってくるんですかということを知りたいわけです。

議 長（淡田 邦夫 君）
しばらく休憩します。

（16時11分 休憩）
（16時13分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）
休憩前に引き続き会議を開きます。
総務課長。

総務課長（大平 弘明 君）

議員の御質問に対しまして、ちょっと説明のほうが大変うまくできていなく申し訳ございません。まず、昨年の12月の時点で当初予算を組ませていただいております。その関係で、もともと建設課はあったんですけども、事業理事のポジションがまずなかったという事が1点です。それです、事業理事が設置されて4月に遡っての4月1日時点で機構改革をしておりますので4月からの1年間の予算の再組み直しをさせていただいております。それに伴いまして、建設課の職員についても、以前いた職員と今回異動してきた職員、この人件費の差も土木総務費の中に入っておりますので、その分を全部含めたところで、4月1日から1年間の給料の今回補正の入れ替えをさせていただいたということで、説明のほうが大変うまくできていまして申し訳ございませんでした。よろしく申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
7番。

7 番（永安 文男 君）

38ページ、6款の農林水産業費6項農業費6目農業振興費18節負担金、補助及び交付金の関

係で、当然これは物価高騰の対策支援事業ということで説明があったんですけども、この産業建設文教委員会の報告を見てみますと、やはりそこに70%と、それから助成率10%、肥料と粗飼料、その関係で見込んで予算額450万円計上してあるわけですけども、そこで最大上昇の品目で予算を計上、設定されたという根拠を、まずは教えていただきたいと思えます。

議 長（淡田 邦夫 君）

農林水産課長兼農業委員会事務局長。

農林水産課長兼農業委員会事務局長（金子 剛 君）

まず、肥料の予算につきましては、農協の売上げを基に算出をいたしております。農協の平均の上昇率につきましては、50%が上昇率となっております。この肥料の最大の上昇率が70%となっておりますけども、この70%と50%の差額、20%を農協以外から購入された方の購入分を見込んでおります。この件数につきましては、ちょっと今把握できていないという状況でございます。農協からの購入をされた方については、289件を今見込んでおります。

それから粗飼料でございますが、粗飼料につきましては、畜産農家が対象となっております。これについては、これも農協からの資料を基に算出をいたしておりますけれども、ここににつきましては上昇率が平均が10%となっております。対象の畜産農家の戸数につきましては、36件を見込んでおります。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

7番。

7 番（永安 文男 君）

そうしたら、今、農協から購入する部分を見込んで、他の業者から購入する分を20%分で見込んでいるという話ですね。その対象は、そこらにある業界関係ありますよね、肥料とか。佐世保のほうとかいろいろあると思うんですね。その辺を網羅した中で想定的にはなかなか難しいと思うんですけど、そのへんで苦慮されたと思うんですけども。

それでは次の質問ですけど、450万円予算計上して、そのあと何件ぐらいの先ほど申し上げられた件数の方全部が対象になるのか。結局、限度額とかいろいろありますよね、その対象とか。それからあと作付けの問題とか、いろいろ支出をした部分、それ辺りのことを考えたときに何件、何人の方の申請でその支出関係がどういうふうに具体的に450万円の計上をされたか。これだけ今パーセントだけで計上されたのか、そこら辺の根拠を算定するときの考え方というのをちょっと説明していただければと思えます。

議 長（淡田 邦夫 君）

農林水産課長兼農業委員会事務局長。

農林水産課長兼農業委員会事務局長（金子 剛 君）

算出につきましては、70%上昇について算出をいたしております。

農業として収入がある方、税の申告等、農業収支がある方を対象にいたしております。粗飼料につきましても同様でございます。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）
7番。

7 番（永安 文男 君）

ちょっとよく分からないで、最初の回答の答弁の復唱になっているんですけど、あくまで私が申し上げるのは予算編成上、そのパーセントだけで予算を組むというのはちょっと厳しいんじゃないかということをお願いしたいんですね。だから普通、予算を組むときは想定で、こういう実績があるから、そういう部分でという件数と、それからそういうものは資料の確認あたりがこのぐらい取れますという根拠があって、予算計上するんじゃないかなと、ちょっと思ったものですから、そこら辺の件数なんかをまだ——。農協取引だけでそういうふうな推定を出したということだけですね。よかです。

議 長（淡田 邦夫 君）
農林水産課長兼農業委員会事務局長。

農林水産課長兼農業委員会事務局長（金子 剛 君）

失礼しました。算出につきましては農協のみの使用で算出をさせていただいております。以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）
4問目です。
7番。

7 番（永安 文男 君）

それじゃ、この物価高騰関係については否定するものではありませんので、誤解をなさらないでください。ただ、申し上げたいのは、大変な作業と思うんですね、減反確認なんかと同じように、そこの部分の背景になるものが。だからそういう部分でこの産業建設文教委員会の報告を見ても、やはりその委員の中に、こういうふうな予算の組み方に対しても疑問を呈している人もいる議論の中で、そういうふうな部分を解決して450万円という予算を組んだという経過を、私どもは総務厚生委員会だから分かんなくてですね。だからそういう説明があればと思ったものですからお尋ねした。そういうことで、分かりました。

議 長（淡田 邦夫 君）
9番。

9 番（須藤 敏規 君）

42ページのほうに、公共下水道事業会計、先ほどお話がありました。電気代とかガス代とかおっしゃいましたけども、特別会計の補正予算を見ますと、汚水のほうに1,863万4,000円と汚水処理費に46万3,000円、全体予算としたら7%程度が単独で補助をするような形になるわけですね。

前々から言っておりますように、公共下水道については法的に基づいたものの繰出しはいいけども、プラスアルファの町単独の補助金の考え方とあれはどうですかとお尋ねしてきたところですけど、その中で2年に一度、水道料金の値上げを検討していきますという回答をいただいておりますから、今ちょうど2年目のあと6か月、2年目になりますから検討状況はどう考えておられるのか、それが1点。

それから、もう一つ47ページ。先ほど休憩の中で話は聞きましたけど、ここで改めてお尋ねをしておきますけど、所管委員長のほうから質問があればと思ったりしましたけども、ないものですから、バリアフリー化の実施設計業務を担当委員会の所管事務調査の説明と違う予算を組んであるということで、これをどう処理をされるのかなと思って、回答によって判断をしたいと思ったものですから、このままでいいのかどうか委員長等に再度質問をしていただきたいと思うんですが。

議 長（淡田 邦夫 君）

水道課長。

水道課長（安達 伸男 君）

御質問の下水道使用料といえますか、まず経営状況につきましては、もう議員さん御存じのとおり基準外繰入れ、一般会計からの補助金という形で基準外繰入れをいただいている状況ですので、昨年度も委員会での案件ですとか報告とかという形でさせていただきましたとおり、下水道の使用料を上げないといけない状況というのは変わっておりません。

昨年度12月議会の前に、使用料改定についての委員会への御報告をさせていただいた折に、従量制を含めていろいろ御意見をいただきましたので、それについてさらに数パターンの検討をし、1月でしたか、2月でしたかの委員会のほうに検討状況については御報告をさせていただいたところです。

ただ、使用料の値上げをしないといけないのは間違いないんですが、今もろもろあっております原油価格もそうですけれども物価高騰の状況の中で、今、使用料を上げることができるかというところでは、内部でもまだいろいろ議論があるところでございまして、その結論には至っていないというところで継続して協議をしているところでございます。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

副町長。

副 町 長（中村 義治 君）

ただ今の9番議員さんからありましたバリアフリー化の工事实施設計でございますけれども、今後開催されます産業建設文教委員会の中で、担当の教育委員会から再度、個別計画などを説明させていただきまして事業を進めさせていただければと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

9番。

9 番（須藤 敏規 君）

ということは、この予算はどうかさるのかなと思って、検討をするということは、予算は通して執行についてはまだしないということなのか、そこら辺のことも再度記録に残るように答弁願います。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

大変申し訳ございません。大変御迷惑をおかけいたしまして、バリアフリーにつきましては、設計業務委託料を組んでいるわけでございますけど、これについてはやはり執行ができないと考えておりますので、一応そのまま議案を提案させていただいて、先ほど副町長が申しましたように、産業建設文教委員会の皆様方にお諮りをしながら、これについて計画とかいろいろなを立てて実行させていただくような方向といたしますか、そういう方向でやっていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

大変御迷惑をおかけして申し訳ございません。

議 長（淡田 邦夫 君）

9 番。

9 番（須藤 敏規 君）

下水道への補助金、汚水分、やはり2年に一度していかなくてはいけないと町長が答弁したものですから、極力そのようになるようにしていただきたいと思っております。ですから来年度予算もあと半年ですから、汚水分の下水道の法定外の繰出し、一般会計からいけば、その根拠をはっきり示していただくようお願いをしておきます。来年度予算に向けて、これは意見です。

議 長（淡田 邦夫 君）

ほかにございませんでしょうか。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。

これから採決を行います。議案第68号 令和4年度佐々町一般会計補正予算（第6号）は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

（16時29分 休憩）

（16時40分 再開）

— 日程第16 議案第69号 令和4年度佐々町国民健康保険特別会計補正予算（第1号） —

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第16、議案第69号 令和4年度佐々町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題と

します。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第69号 朗読）

中身につきましては、保険環境課長をもって説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

保険環境課長。

保険環境課長（宮原 良之 君）

それでは、1 ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入。3款県支出金、補正額ゼロ、計11億601万8,000円。1項県補助金、補正額、計ともに同額です。

5款繰入金、補正額、減額1,256万8,000円、計9,960万3,000円。1項他会計繰入金、補正額、計ともに同額です。

6款繰越金、補正額2,513万3,000円、計2,513万4,000円。1項繰越金、補正額、計ともに同額です。

歳入合計1,256万5,000円、計14億5,701万円。

続いて、2 ページをお願いいたします。

歳出。1款総務費、補正額20万1,000円、計1,017万8,000円。1項総務管理費、補正額19万3,000円、計724万2,000円。2項徴税費、補正額8,000円、計272万9,000円。

2款保険給付費、補正額80万円、計10億6,584万7,000円。6項傷病手当金、補正額80万円、計120万円。

4款保健事業費、補正額、減額の99万6,000円、計2,215万1,000円。1項保健事業費、補正額、計ともに同額です。

5款基金積立金、補正額1,256万8,000円、計1,257万1,000円。1項基金積立金、補正額、計ともに同額です。

7款諸支出金、補正額11万7,000円、計114万円。1項償還金及び還付加算金、補正額、計ともに同額です。

8款予備費、補正額、減額12万5,000円、計395万9,000円。1項予備費、補正額、計ともに同額です。

歳出合計1,256万5,000円、計14億5,701万円。

3ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1総括については割愛をさせていただきます。

続いて4ページ、歳入でございます。

上段のほうで、3款1項1目保険給付費等交付金でございますけれども、2節特別交付金ということで、特別調整交付金分、増額の99万2,000円。制度改正に伴うシステム改修の委託料分、それから傷病手当金の補正額合わせました99万2,000円を補正しております。

一方、下のほうにあります県繰入金（2号分）の減額99万2,000円でございますけれども、特定健康診査等事業費のほうで会計年度任用職員を雇用しておりますが、こちらの専門職、管理栄

養士等の専門職の雇用を予定しておりましたが、当該人材を年度当初確保することができませんで、この分の人件費に係る費用分を減額させていただいております。

その下、5款1項2目基金繰入金の1節財政調整基金繰入金でございますけれども、その下、6款1項1目その他繰越金のほうと関連してまいりますけれども、3年の実質収支額の繰越予定に伴いまして、この繰越予定額の2分の1を基金のほうに積み立てるということになっておりますので、残る分の財源を4年度の財源として充てる関係で、当初予定しておりました基金の繰入額を同額の1,256万8,000円ということで減額させていただいております。

次に5ページ、歳出のほうを御覧ください。

1款1項1目一般管理費の12節委託料でございますけれども、先ほど特別調整交付金のほうで御説明しましたシステム関係の改修の委託料になっております。

それから、6ページを御覧ください。

2款6項1目の傷病手当金18節でございます。傷病手当金の当初予算を40万円、1件当たり8万円の5件分ということで計上させていただいておりますけれども、8月末現在で相談も含め、既にこの5件分の申請相談というのをいただいております、年度後半を迎えるにあたり、今後の傷病手当金を支給するための予算を今回計上させていただいております。今回も1件当たり8万円の概算ですけど、10件分ということで80万円を計上させていただいております。

それから、6ページ下段の特定健康診査等事業費でございますけれども、先ほど歳入のほうでも御説明しました専門職の雇用ができなかったことによる報酬、職員手当等の減額。それから会計年度任用職員の共済組合保険への切替えに伴う補正を行っております。

次に7ページ、御覧ください。

中段、5款1項1目の財政調整基金積立金になりますけれども、歳入のほうでも申し上げました3年度の実質収支額の2分の1の積立てということで1,256万8,000円を今回補正計上させていただいております。

それから、7ページの一番下段になります。

償還金、利子及び割引料ということで、特別調整交付金分（保健事業）の償還金を4万5,000円ということで補正計上させていただいております。この分というのが、令和3年度の保険者努力支援交付金分の実績額の確定に伴う決定額との差額分というのが4万5,000円過剰に頂いている状況になっておりまして、これを返還するための費用ということで今回補正を計上させていただいております。

8ページ、7款1項7目の特定健康診査等負担金償還金の22節でございますけれども、こちらのほうについても、3年度の特定健康診査等負担金償還金ということで、決定額と実際の額とのほうに差が生じており、この分の返還ということで補正のほうを7万2,000円させていただいております。

説明については以上です。よろしく願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

4番。

4 番（永田 勝美 君）

二、三質問したいと思います。1点目は、説明がありましたけれども、傷病手当金について。コロナに伴う特例ということでやられているのかというふう思うんですけども、実績が既に8件あっていると。5件か、8万円の5件ということですよ。それで、もう40万円の年間予算がなくなったということなんです、7波もまだ収束というふうになってないし、これから申請という方もおられるんじゃないかなと思うんですね。だから金額的に足りなくなったら

どうするのかと。ただ制度的につくっている以上は、足りなくなっても要件を満たせば給付しなければならないと思うので、その分予備費で対応するのかどうか、そのあたりのことを教えてください。

それから、今回生活的に非常に厳しくなっていると。コロナの問題とか、あるいは物価値上げ等々も含まれて、特に、いわゆるサラリーマンの国保世帯。よく言っているいわゆる非正規の方を中心にした国保世帯の方々に対して、傷病手当等はあるんですけども、この間、収納状況どういうふうになっているんだろうかと。短期保険証や資格証明書の発行状況というのはどういうふうになっているのか、現状をお知らせいただきたい。

全体としては、ことしのこの補正の内容を見ると、ほぼ国保会計そのものは割合順調に推移していて、大きな暴れはないのかなというふうに見えるんですけども、そういう中で均等割廃止だとか、子どもさんの均等割廃止の問題とか、わずかな原資で対応できる様々な改善策というものもあると思うんですけども、そういった改善の方向というのは今後どのように検討されていくのかということについてもお答えいただきたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

保険環境課長。

保険環境課長（宮原 良之 君）

まず傷病手当金ですけども、一応、相談件数も含めて現在5件の実績が見込まれるということで、年度後半の分を補正させていただいたわけなんですけども、その間に補正予算の可決を頂くまでに不足が生じた場合の対応については、ほかの給付費、それからお話があったような予備費等からの流用により対応するというようなことになろうかと思います。

資格書、短期証の発行の状況についてでございますが、8月1日現在の数字になりますけども、短期証の通常の交付数が29世帯66人の被保険者の方々に対して短期証を交付しております。それから資格証明書の交付世帯数が18世帯、人数が24人のうち、若年の被保険者ということで短期証の交付をさせていただいている被保険者数が6名ということになっております。

今後の保険財政、保険税についてなんですけども、これは従前から改正条例、それから改正の状況等を所管委員会のほうでも御報告させていただいておりますけども、国民健康保険の財政としましては、単年度収支で見ると赤字というような状況が続いております。また一方では、今後県下の保険税、保険料率の統一という話がございます、そこに向けた保険税の引上げというのは本町もしっかり取り組んでいかないといけないというふうに考えているところです。

ただ、現状、経済状況、住民生活等も考慮し、そこら辺は財政状況、基金の状況等も考慮しながら議会のほうにも御相談をしながら進めさせていただきたいと考えております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

4番。

4 番（永田 勝美 君）

短期証、資格書について、特に資格書については、資格書の世帯の場合、いわゆる受療率、受診率というのが一般世帯の100分の1になるといったこともずっと以前私紹介をして、実際に資格書というのは保険が使えない状態なのだということで、こういうやり方というのはやめるべきだということを、資格書の発行そのものをやめようということについて何回か討論をしたことがあります。

ぜひそういった点では、資格書の問題というのは、いわゆる「資格書」の世帯の方がいわゆる病院に行くのを忌避するというか、要するに病院行っても10割払わんといかんわけですから、資格書の場合ね。それで、それは滞納のペナルティということで、要するに命をかけたペナルティみたいなもんなんで、お金が払えなかったら保険証を取り上げるに等しいやり方なんで、それはやめるべきではないかということをおそらく一回か二回一般質問でも取り上げたことがあります。とりわけこういう時期なので、いわゆる資格書の発行については払う意思がないということだとか、いわゆる悪質滞納者以外には出さないというようなことも含めて、ぜひ早急に見直しをしていただきたいということを述べておきたいと思います。

あるいは国保の場合、県単位化に伴って県の保険料を全体を統一するという動きがあるんですけども、佐々町の場合は統一していいことは一つもないんですね。実際には負担金は増えて保険料は上がるというそういう状況になっているんです。だから、いわゆる平準化というふうに言うんだけど、県単位化に伴って、私たちの佐々町の国保というのは県全体から見れば、いわゆるその状況としては県全体に向けてお金を出しているというふうに言わざるを得ないというふうに思います。

ですから、安易に保険税の一元化といったことにくみするというのは、私は反対だという立場でありますので申し添えておきたい。ましてやこうした生活苦が広がる、物価値上げも進む、それで、賃金は上がらないという状況の中で、国保の値上げというのは何としてもやっぱり避けなければならないということは申し上げておきたいというふうに思います。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

ほかにございませんでしょうか。

（「なし。」の声あり）

これから討論を行います。

4番。

4 番（永田 勝美 君）

私は今回の補正には反対の討論をいたします。

これまで国保の改善に向けて様々な意見を述べてきたんですが、こういったものについての検討がほとんどされていないという思いがあります。

そうした中で、今回の補正で基金に積み上げるだけの金があれば、国保税の引下げ、いわゆる均等割をなくす、子どもに対する均等割を取るというのは現代版の人頭税だということで、政府すら未就学児の均等割については補助をするという政策をとりだしました。

町としては、未就学児については何としてもやはり無償にすると。子どもさん全体の均等割を無償にするという方向は町長も言われておりますけれども、なかなかそういう方向が見えてこない。そういう補正には反対だということで反対の討論をいたします。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

6番。

6 番（阿部 豊 君）

賛成討論いたします。

今回の補正につきましては、前年度の繰越金等の関係が大きいと思います。国保税自体の財政運営については県単位化ということで、この分についてはもう全国一律やむを得ない事業です。

それで、かつ本町の国民健康保険につきましては、保健事業等の努力によって繰越金もそれなりで、現年度の基金も取崩しを減額すると。かつ2分の1を積立てするというので、本町国民健康保険自体の基金の積み増しにつながっております。

将来的に考えますと、この基金は佐々町の保険加入者のアドバンテージでもあります。将来を見通すと、保険税率については、本町は県内で中段よりも安いというところで推移しております。厳しい財政状況でございますが、このアドバンテージの基金を保険者の方に活用して、なるべく保険税は抑制した中でこれからも引き続きの健全な財政運用をしていただきたいと思います。

最後は意見となりましたが、そういった健全財政運営をされているという趣旨から賛成討論とさせていただきます。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから採決を行います。この採決は起立によって行います。

議案第69号 令和4年度佐々町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

起立多数です。したがって、本案は可決されました。

— 日程第17 議案第70号 令和4年度佐々町介護保険特別会計補正予算（第1号） —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第17、議案第70号 令和4年度佐々町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第70号 朗読）

中身につきましては、住民福祉課長をもって説明させますので、よろしく願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）

すみません、1枚めくっていただいて1ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正（保険事業勘定）。

歳入。3款国庫支出金、補正額、減額9,000円、計2億7,265万3,000円。2項国庫補助金、補正額、減額9,000円、計6,019万7,000円。

4款支払基金交付金、補正額、減額4,000円、計3億2,836万5,000円。1項支払基金交付金、

補正額、計ともに同額です。

5 款県支出金、補正額、減額4,000円、計1億8,488万4,000円。2 項県補助金、補正額、減額4,000円、計591万1,000円。

6 款繰入金、補正額、減額3万8,000円、計2億3,003万2,000円。1 項一般会計繰入金、補正額、減額2万8,000円、計1億9,087万3,000円。3 項他会計繰入金、補正額、減額1万円、計1,015万9,000円。

7 款繰越金、補正額3,112万2,000円、計3,112万4,000円。1 項繰越金、補正額、計ともに同額です。

歳入合計、補正額3,106万7,000円、計12億9,860万1,000円。

すみません、2 ページのほうになります。

歳出。1 款総務費、補正額1,000円、計1,636万9,000円。3 項介護認定審査会費、補正額1,000円、計1,212万1,000円。

4 款基金積立金、補正額1,131万8,000円、計1,132万1,000円。1 項基金積立金、補正額、計ともに同額です。

5 款地域支援事業費、補正額、減額6万7,000円、計4,581万3,000円。1 項介護予防・生活支援サービス事業費、補正額、減額1万7,000円、計940万9,000円。2 項一般介護予防事業費、補正額、減額3万5,000円、計1,334万1,000円。3 項包括的支援事業・任意事業費、補正額、減額1万5,000円、計2,306万3,000円。

7 款諸支出金、補正額1,980万9,000円、計1,991万円。1 項償還金及び還付加算金、補正額、計ともに同額です。

8 款予備費、補正額6,000円、計70万4,000円。1 項予備費、補正額、計ともに同額です。

歳出合計、補正額3,106万7,000円、計12億9,860万1,000円。

すみません、めくっていただいて3 ページになります。

第1 表、歳入歳出予算補正（サービス事業勘定）。

歳入。3 款繰越金、補正額56万9,000円、計57万円。1 項繰越金、補正額、計ともに同額です。

歳入合計、補正額56万9,000円、計305万2,000円。

歳出。2 款予備費、補正額56万9,000円、計61万5,000円。1 項予備費、補正額56万9,000円、計61万5,000円。

歳出合計、補正額56万9,000円、計305万2,000円。

すみません、4 ページになりますけれども、歳入歳出補正予算事項別明細書（保険事業勘定）分の1 総括につきましては、説明を割愛させていただきます。

それからすみません、ページ飛びますけれども12 ページになります。

12 ページの歳入歳出補正予算事項別明細書（サービス事業勘定）の1 総括についても、同様に説明は割愛させていただきます。

今回のまず保険事業勘定における補正予算でございますけれども、令和3 年度の決算に伴う補正ということになっております。

7 ページをお開きいただければと思いますけれども、7 ページのところの7 款繰越金1 項繰越金の1 目介護給付費負担金等繰越金のところですが、金額1,980万6,000円がございます。

それで、その下に2 目のところで、その他繰越金として1,131万6,000円ということがございますけれども、これが今回の主な補正ということになります。いわゆる繰越金の補正ということになります。

1 目のこの介護給付費負担金等繰越金1,980万6,000円につきましては、国庫負担金の翌年度精算に伴うものでございまして、10 ページの7 款諸支出金1 項償還金及び還付加算金3 目の償還金のところがございますけれども、こちらのほうにありますように、それぞれ精算に伴う返還金ということで計上をさせていただいているところでございます。

それから、その7ページのところの繰越金の中の2目その他繰越金ですけれども、その他繰越金1,131万6,000円につきましては、8ページのところにあります4款基金積立金1項基金積立金の1目介護保険財政調整基金積立金がございますけれども、こちらのほうに1,131万8,000円ということで、介護保険財政調整基金積立金の予算を計上をさせていただいているところがございます。

今回の補正予算につきましては、こういったところでの補正ということで、財政調整基金につきましては、令和3年度末の現在高が1億1,600万円でございますので、今回の基金を積み立てることによって、基金残高が1億2,700万円ということで、増えるというふうなことになります。

それから、それ以外の補正ですけれども、会計年度任用職員に係る社会保険料が共済保険料のほうに切り替わるということがございますので、予算の組替えを行っております。

また、歳入のところで幾つか補正をしておりますけれども、それにつきましては国庫補助金、支払基金交付金の率が決まっておりますので、歳出に合わせてそれを細かい補正をさせていただいているところがございます。

それから、13ページのほうをちょっと御覧いただければと思いますけれども、こちらがサービス事業勘定のほうの補正ということになります。ここにありますように、歳入は繰越金の56万9,000円ということでございます。それで、その繰越金56万9,000円は歳出の予備費のほうに計上をさせていただいているところがございます。

今回の介護保険特別会計に係る補正につきましては以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

4番。

4 番（永田 勝美 君）

一つはサービス事業勘定のことなんですけれども。ちょっと私の見方が間違っているのかもしれないんですが、サービス事業勘定が歳入合計が300万円程度ということなんですけど、前年度のいわゆる繰越の分の補正ということかなというふうに思うんですけども。金額的に56万9,000円ということで、金額的にはわずかなんですが、割合としては大きいんですよね。2割ぐらい総額に対してあるんですけれども、特段に何か事業的に縮小したとか、コロナの影響とかっていうのがあったのか、そういったところを教えてください。

それから、もう1点は保険事業勘定のほうなんですけども——（議長「すみません、何ページって言っていただけませんか。）」はい。基金積立金の額が1億2,700万円というふうに言われたんですが、前年度以降のいわゆる収支として、プラスに動いているのかマイナスに動いているのか、傾向が分かればお答えいただきたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）

まず2点目のほうから、すみません、基金のほうでございますけれども、8期計画のところで基金の取崩しを含めて計画を立てて——すみません、基金の取崩し額を令和3年度から令和5年度までの3か年間で1億2,000万円ほど取り崩すというような計画を立てているところがございますけれども、現時点ではそのような形にはなっておりませんで、結果として基金残高

が横ばいから増えているような状況というところでございます。現時点での傾向としては、3か年の介護保険のそれぞれの計画をつくっていきますけれども、その見込みよりも介護保険特会への負担は軽く済んでいるというふうな形で推移しているというふうに御覧いただければというふうに思います。

それから、サービス事業勘定のところですけども、すみません、ちょっと細かいその決算のほうでの数字をちょっと見ないといけないとは思いますが、認定の関係とかがございますので、そういったところでの収支で出てきている決算というふうなことになろうかと思えますけれども、例年とそう大きな変化はないというふうに捉えているところでございます。

議 長（淡田 邦夫 君）
4番。

4 番（永田 勝美 君）

コロナ禍ということで非常に特殊な環境下ではあるんですけども、介護保険の財政そのものは全体として割合安定的に運用されているということでありますので。来年度までが8期ということですかと思うんですけども、新たな期に向けたサービス内容等の強化ということもぜひ御検討いただきたいということを申し添えておきたいと思えます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

ほかに質疑ございませんでしょうか。

（「なし。」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論を終わります。

これから採決を行います。議案第70号 令和4年度佐々町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第18 議案第71号 令和4年度佐々町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第18、議案第71号 令和4年度佐々町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第71号 朗読）

中身につきましては、保険環境課長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

保険環境課長。

保険環境課長（宮原 良之 君）

1 ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入。3款繰入金、補正額、減額3万4,000円、計4,916万1,000円。1項一般会計繰入金、補正額、計ともに同額です。

4款繰越金、補正額25万7,000円、計25万8,000円。1項繰越金、補正額、計ともに同額です。

5款諸収入、補正額、減額1万円、計1,477万2,000円。4項受託事業収入、補正額、減額1万円、計1,434万円。

歳入合計、補正額21万3,000円、計1億8,702万2,000円。

歳出。2款後期高齢者医療広域連合納付金、補正額22万3,000円、計1億7,047万1,000円。1項後期高齢者医療広域連合納付金、補正額、計ともに同額です。

4款諸支出金、補正額、減額1万円、計1,040万6,000円。2項繰出金、補正額、減額1万円、計1,015万9,000円。

歳出合計、補正額21万3,000円、計1億8,702万2,000円。

次のページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、1総括でございますけども、こちらのほうは説明を割愛させていただきます。

次に3ページを御覧ください。

歳入の補正になりますけども、3款1項1目の事務費繰入金でございますけども、その下の4款1項1目の繰越金と関連しておりまして、令和3年度の実質収支額の関係での補正をさせていただいております。

それから、5款4項1目の受託事業収入の1節受託事業収入でございますけども、こちらは介護と後期高齢のほうで一体的保健事業のほうを実施しておりますけども、当該事業に従事します作業療法士を会計年度任用職員として採用しております。今回、会計年度任用職員の共済組合保険への切替えに伴う増減、それから当年度計上した社会保険料と実際の社会保険料のほうで差額がありまして、その分の費用の調整の関係で減額1万円をさせていただいております。

次のページ、4ページ、歳出のほうになりますけども、2款1項の1目後期高齢者医療広域連合納付金の18節負担金、補助及び交付金で、こちらのほうが後期高齢者広域連合への保険料の納付分になりますけども、令和3年度の出納整理期間、令和4年の4月から5月末までの間に収納した保険料というのを今年度の納付金として広域連合のほうに支出するようになります。これが繰越金の中に入っている分の保険料分ということで納付する分になるわけなんですけども、事務費の繰入れのほうでマイナス3万4,000円させていただいているんですけども、こちらのほうは単年度の収支ということでは、出納整理期間中の保険料というのを次年度で納付させていただく関係で差額が生じてまいります。それで、その分をこの事務費の繰入れというところで調整をさせていただいたものになります。

説明については以上です。よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。

これから採決を行います。議案第71号 令和4年度佐々町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第19 議案第72号 令和4年度佐々町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号） —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第19、議案第72号 令和4年度佐々町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第72号 朗読）

中身につきましては、多世代包括支援センター長に説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

多世代包括支援センター長。

多世代包括支援センター長（松尾 直美 君）

それでは、1ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入。4款繰入金、補正額、減額3万8,000円、計967万円。1項他会計繰入金、補正額3万8,000円、計797万円。5款繰越金、補正額173万4,000円、計173万5,000円。1項繰越金、補正額、計ともに同額です。歳入合計、補正額169万6,000円、計1,395万7,000円です。

続きまして、歳出。1款総務費、補正額54万7,000円、計1,192万5,000円。1項施設管理費、補正額、計ともに同額です。3款基金積立金、補正額86万8,000円、計86万9,000円。1項基金

積立金、補正額、計ともに同額です。4款予備費、補正額28万1,000円、計78万9,000円。1項予備費、補正額、計ともに同額です。歳出合計、補正額169万6,000円、計1,395万7,000円です。

続きまして2ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、1総括については割愛させていただきます。

続きまして、3ページをお願いいたします。

歳入の補正予算について説明させていただきます。

4款1項1目一般会計繰入金、地方交付税分3万8,000円の減額は、普通交付税の確定に伴う補正となっております。

続きまして、5款1項繰越金、前年度繰越金173万4,000円は、令和3年度の決算剰余金の確定によるものです。

続きまして、4ページをお願いいたします。

歳出の補正予算につきまして説明いたします。

1款1項1目一般管理費8節旅費、減額2万9,000円につきましては、会計年度任用職員の通勤費用弁償による不用額の補正になります。

続きまして、10節の需用費、修繕料はエアコンの水漏れなどがありまして、診療所の天井が一部剥がれている箇所を修繕するものとして計上しております。

続きまして、3款1項1目積立金、これにつきましては財政調整基金積立86万8,000円となっております。令和3年度の決算剰余金の2分の1相当額を計上しております。

最後に、4款1項1目予備費は、歳入歳出の補正額として28万1,000円の増額となっております。

以上、説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

これで討論を終わります。

これから採決を行います。議案第72号 令和4年度佐々町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

（17時31分 散会）